

令和4年第5回上里町議会定例会会議録第1号

令和4年9月2日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出承認第6号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出議案第40号) 上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第41号) 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第42号) 上里町予防接種健康被害調査委員会条例について
- 日程第11 (町長提出議案第43号) 令和4年度上里町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第12 (町長提出議案第44号) 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 (町長提出議案第45号) 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第46号) 令和4年度上里町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 (町長提出認定第1号) 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 (町長提出認定第2号) 令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 (町長提出認定第3号) 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第 1 8 (町長提出認定第 4 号) 令和 3 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 (町長提出認定第 5 号) 令和 3 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 (町長提出認定第 6 号) 令和 3 年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 1 (町長提出認定第 7 号) 令和 3 年度上里町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 2 決算特別委員会の設置について
- 日程第 2 3 議員の派遣について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 4 7 号) 令和 4 年度上里町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 4 8 号) 固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 4 9 号) 公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第 5 0 号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第 5 1 号) 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第 5 2 号) 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 (町長提出議案第 5 3 号) 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員 (14 人)

1 番 石 井 慎 也 君

2 番 伊 藤 覚 君

3 番 金 子 義 則 君

4 番 戸 矢 隆 光 君

5番 高橋勝利君
7番 猪岡壽君
9番 植原育雄君
11番 新井實君
13番 高橋仁君

6番 飯塚賢治君
8番 齊藤崇君
10番 高橋正行君
12番 沓澤幸子君
14番 黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	税務課長	山田隆君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	道路整備課長	宮下忠仁君
まちづくり推進課長	吉田広毅君	産業振興課長	吉村貴文君
会計課長	小暮伸俊君	教育総務課長	望月誠君
教育指導課長	小久保幹則君	生涯学習課長	金井憲寿君
上下水道課長	根岸利夫君		

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 飯塚剛

◎開会・開議

午前9時0分開会・開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（黛 浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番高橋正行議員、11番新井實議員、12番沓澤幸子議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（黛 浩之君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、猪岡壽議員。

〔議会運営委員会委員長 猪岡 壽君発言〕

○議会運営委員会委員長（猪岡 壽君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の猪岡壽でございます。

前期6月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る8月17日、議会運営委員会を開催し慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、10名の議員から通告がされており、質問の通告時間は6時間10分であり、答弁時間を含めるとおおむね10時間40分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と5日月曜日の2日間となり、本日5名、月曜日5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件、条例の新規制定が1件。補正予算については、一般会計、国民健康保険・介護保険特別会計、水道事業会計の計4件。決算については、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業・下水道事業決算認定についての7件が予定されており、これらを合計いたしますと15件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会において受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、配付した会期日程表のとおり、本日9月2日から9月30日までの29日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月30日までの29日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「議長、8番」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 会期は別に問題ないんですけども、実は毎月月初めに上里町広報が各戸に配布されていると思うんですよ。これと同時に、議会だよりが発行されるときは、これと一緒に各戸に配布されているわけです。

そうすると、昨日が1日ということで、各行政区の区長さんがお骨折りを折って、各班長に戸数分を分けて配布しているところだと思うんですよ。昨日1日で戸数の多い行政区等、また、いろんな事情で昨日のうちに配布できない行政区もあろうかと思うんです。

となると、議会だよりの裏表紙に9月議会の日程表等が記載されているわけなんですね。これを見ずに今日が始まっちゃうわけですよ。となるとちょっとその辺に不具合が生じるのを私は感じるんですけども、この広報の配布というのは例年どおり行われているわけですから動かしようはないと思うんですけども、その辺の兼ね合いについて今後考慮していただけないかなというふうに私は感じるわけです。

それについて議会運営委員長の説明を求めたいと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（黛 浩之君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は29日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長の許可をいただきましたので、令和4年第5回上里町議会定例会の行政報告をさせていただきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

9月に入り、まだまだ暑い日もありますが、朝晩はだいぶ過ごしやすくなりました。これからは台風シーズンとなりますが、町民の生命、財産を守るため町職員の危機管理意識を高め、地域の防災力を一層向上させてまいります。

本日ここに、令和4年第5回上里町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれまして御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議いただきますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、町内における新型コロナウイルスの感染状況は、6月23名、7月526名、8月1,074名と、7月から急激に感染者数が増加している傾向にあり、まだ予断を許さない状況が続いております。コロナへの対応として、埼玉県より委託されておりますパルスオキシメーターの配布業務につきましては、職員が対象のお宅へ配送しておりましたが、対象件数の増加及び感染防止対策として郵送による対応へと業務の切り替えを行いました。町民の皆様には引き続き感染拡大防止のための取組といたしまして、公共施設の使用制限や行事、イベントの中止等、大変御不便をおかけしております。御自身を守る行動の積み重ねが家族や大切な人を守ることにつながりますので、度重なるお願いで恐縮でございますが、御理解、御協力お願いいたします。

さて、6月2日に発生しました降ひょうによる被害を受けた方への支援として、居住する住宅に被害を受けた令和4年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり1万円の見舞金を支給する事業を実施いたしました。7月13日に約2,500件の住民税非課税世帯に対して申請書を発送しており、8月26日の時点で約500件の申請を受け付けております。また、降ひょうによる農業被害については、全員協議会で途中経過を報告いたしましたが、埼玉県からの補助金額が決定いたしましたので、8月10日付で専決処分をさせていただきました。今後につきましては、被害状況の詳細調査を実施し、被災農家の方々に対しまして農業災害対策補助及び農業用生産

施設対応施策補助、融資の利子補給、補助の支援に力を注いでまいります。

なお、8月25、26日の両日にわたり、被災農家を対象とした支援制度の説明会を開催いたしました。

さて、本定例会には、降ひょう被害に関連する専決処分の承認が1件、条例に関する案件が3件、令和4年度一般会計補正予算をはじめとした補正予算案が4件、令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出など決算の認定7件を提出議案とさせていただきました。また、人事案件について数件、追加議案として御提案いたしたいと考えております。これら提出議案につきまして慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、6月定例議会以後の主な行政報告及び行事等について報告させていただきます。

まず、7月10日、参議院議員通常選挙が実施されました。上里町の投票率につきましては、45.56%になりました。

次に、7月16日、「家族の絆を深める子育て～苦境に負けない“my sweet home”～」と題し、男女共同参画講演会を開催いたしました。講師には歌手の木山裕策さんをお迎えし、自身の子育てや病気の経験を交えながら、夫婦とともに子育てに参加することの大切さや、ワークライフバランスの考え方などについて御講演をいただきました。また、講演の後には歌の披露もあり、大変有意義な時間となりました。参加者からは、子育ての参考になった、経験に基づく内容で理解しやすかった、人生について、家族について、再度考えさせられたといった感想が寄せられました。

次に、7月30日、イオンタウン上里駐車場において、令和4年度上里町防災フェスティバルを開催いたしました。訓練は上里町消防団による障害物除去訓練のみの実施となりましたが、来場者の皆様に日頃の訓練の成果を披露しました。また、展示コーナーには消防団車両のほか、給水車、高崎河川国道事務所の配水ポンプ車、照明車、自衛隊の装甲車、偵察用オートバイなどが並び、注目を集めてきました。

8月9日、第39回明るい町づくりの意見発表会が改正されました。町内五つの小学校の6年生10名がテーマについて自ら考え、発表を行いました。いつもの学校とは違う雰囲気の中で、緊張しながらも堂々とした発表が行われました。

8月17日、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するために多様な性について学ぶため、「性的マイノリティーの現状と課題～誰もがありのままで暮らしていける上里町へ～」と題し、レインボーさいたまの会、加藤岳氏を講師として招き、講座を開催いたしました。

8月21日、第20回上里町町民ゴルフ大会が開催されました。感染防止対策を十分に行った上で約3年ぶりの開催であったため、参加人数も191名と盛り上がりを見せた大会になりました。

8月24日、デジタル専門人材に関わるNTT東日本社員の非常勤派遣委嘱式が上里町役場庁

舎内で行われ、自治体D X並びにデジタル田園都市国家構想を踏まえた取組の推進と進化を図るため、N T T東日本より非常勤職員として1名の方を派遣していただくことになりました。派遣された方には、D X推進アドバイザーとしてD X推進や地域社会のデジタル化推進に向けた支援などに町と連携、協働して取り組んでいただきます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。

今後とも町政推進に当たりまして、町議会議員各位の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（黛 浩之君） 以上で、町長の行政報告を終わります。



◎日程第5 諸報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情及び令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、以上の2件については、参考にその写しを配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出があり、配布しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前9時17分休憩

午前9時18分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第6 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条第2項の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） おはようございます。

議席番号1 番、石井慎也です。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問させていただきます。

今回の質問は、大項目で四つになります。

1、災害対応について、2、ひょう害について、3、学校教育費の支払いについて、4、町長の給料についての四つになります。よろしくお願いします。

それでは、1 番、災害対応について。

災害時、災害後の情報発信について。

上里町では、6月2日に災害レベルの降ひょうが発生しました。短時間でしたが、身の危険を感じるほどのひょうが降りました。

今回のひょうを伴うゲリラ豪雨では、ひょうや降雨により通行ができない箇所が発生しました。実際に私も国道を走っていて右折しようとしたところ、道路が冠水しており右折できない所に出くわした場合もありました。上里町でも冠水すると危険なアンダーパスが何か所かあり、リアルタイムで危険箇所や通行止め箇所の情報が分かる必要があると思われま

す。また、台風等の水害時には、用水路の水位が高くなり側溝が見えにくくなり、避難行動をするのに当たり、とても危険が伴います。そのような危険箇所への注意喚起等の情報を速やかに発信し、安全な避難誘導につなげなくてはならないと思います。

このような災害時に安全確保の連絡、危険箇所や通行止め箇所の情報発信を速やかに行う方法はないのでしょうか。

災害時の情報発信として、防災無線放送が活用されますが、実際の災害に当たると皆さん窓を閉めていたり、また、外では雨音がかなり強くなっていたりして、防災無線放送がかなり聞こえにくいと、そのようなお声もいただいております。それでは、情報発信方法としては、確実性に欠けると思われます。

防災メールや上里町公式LINEでの情報発信をしているとは思いますが、このようなデジタルツールで情報を入手できない高齢者の世帯に対し、防災放送の内容が手元に届き、安否確認も可能なアプリケーションを入れた防災タブレットの配布をしてはどうかと考えております。現在、上里町としてどのような検討がなされているか、御答弁いただければと思います。

災害後の対応として、今回のひょう害に遭われた方々に向けて上里町では、防災無線放送でブルーシートの配布を呼びかけました。とても早い動き出しで大変よかったと思います。防災

無線放送を聞き、本庄市民もブルーシートを取りにきたと伺っております。

その後、罹災証明の取得方法やクリーンセンターへの罹災ごみの搬入の件など様々な支援が打ち出され、ホームページへ掲載されました。その後、各家庭へは手紙で通知が届くようになっておりましたが、このような情報の内容により発信方法、ツールの使い分けなどはどのように現在しているのでしょうか、お答えいただければと思います。

災害協定についてです。

上里町では、平成30年8月1日に長生村と、令和元年10月28日に三芳町と災害協定を結んでいます。今回の降ひょう害の際に長生村よりブルーシートの支援申出がありましたが、遠方のため手配ができなかったと聞きます。これでは何のために協定を結んでいるのか、ちょっと疑問がわいてしまいます。また、どのような経緯で長生村や三芳町と協定を結ばれたのか、教えていただければと思います。

ブルーシートの調達では、近隣の災害協定を結んでいる企業様より支援いただいたとお聞きしましたが、現在、何件ほどの企業様と協定を結んでいるのか、この辺も併せてお伺いしたいと思います。

2番、ひょう害について。

見舞金について。

今回、ひょう害に遭われた方へ上里町独自支援として降ひょう被害による見舞金支援事業として、被害規模にかかわらず1世帯1万円を支給しました。これは令和4年度住民税非課税世帯が対象で、課税世帯は対象外となっていました。同じ時期に非課税世帯は、これはコロナ関係ではあるんですけども、臨時給付金が支給されています。なので、課税世帯に当たっては何一つ支援がなかった、見舞金も出なかった。これでは課税世帯から不満の声がかなり上がると思います。なぜ非課税世帯のみに見舞金を出したのか、御説明をお願いしたいと思います。

農業者クラウドファンディングについて。

上里町では、ひょう害に遭われた農業者への寄附金募集として、ふるさと納税を利用したクラウドファンディングを行っており、8月21日現在で62万6,000円の寄附をいただいています。目標は100万円でしたが、まだ目標には届いておりません。ただ、このクラウドファンディングは目標達成できなくとも、実行できるタイプのようなものです。農業者の方々は、一刻も早い支援を期待していますので、速やかな実行支援が求められますが、集めた寄附金の使い道は何になる予定でしょうか、お答えいただければと思います。

3、学校教育費の支払いについて。

給食費の支払いについて。

現在、給食費の支払いは、農協口座からの引き落としのみになっていますが、これはなぜな

のでしょうか。入学説明会の場で初めて学校給食費の支払い方法を知り、困惑する保護者も多いと聞きます。他銀行での引き落としやカード決済、コンビニ払い、コード決済など、多様な支払い方法があってもよいのではないかなと考えます。

しかしながら、この支払い口座の問題ですが、給食費無償化になれば、この口座問題というのは何も問題はないのかなと思います。上里町として今後、学校給食費の無償化に向けた取組はどのように進めていく予定でしょうか、教えていただければと思います。

集金について。

現在、学校内で発生するドリルやテストなどの学級費や備品等は、いまだに現金による集金で回収しているのですが、それはなぜなのでしょう。これは私のうちの話にはなるんですけども、子どもが集金袋を学校に出さずにお金を入れたまままた持って帰ってきちゃったことがあります。お金を1日中持ち歩いていた。非常に焦りましたね、やっぱり。多いときは1回で5,000円以上のときもあります。なので、子どもに大金を持たせて通学させることにとても不安を感じております。

また、最近の御家庭では、給料は銀行に振り込まれ、買物をするときはカードかP a y P a y等のコード決済で済ませてしまう家はかなり多いと思います。なので、一般家庭に現金があまりなく、小銭等を用意するということがあまりしていないと聞きます。学校から集金があった際にいきなり小銭が必要になったとか、お金が必要だと言ってお金を下ろしに行ったりとか、小銭を発生させたりと、かなり負担がかかっているのではないかなと思います。なので、そこを銀行引き落としやカード決済、コード決済等のキャッシュレス決済を行い、子育て世帯の負担を減らすことはできないのでしょうか。

また、この問題も給食費と同じで、町が教育にかかる費用として無償化をしていくことで、解決につながっていくのではないかなと思いますので、町長のほうで、この辺のお考えをお話ししていただければと思います。

4、町長の給料について。

町長の給料の特例に関する条例が失効していることについて。

町長は1期目の選挙公約にも上げていた町長報酬50%カットの件ですが、令和4年5月10日にその内容が失効する時限法により、町長の報酬は50%カットされていたと聞きました。自分自身、すごく勉強不足で、4年で条例が失効してしまうとはとても知っていないものでとても恥ずかしかったんですけども、もしかしたら多くの町民がこのことを知らないのではないかなと思いました。そのため、町長は現在、満額の給料をいただいているわけですが、なぜ1期目と同じ町長報酬の50%カットを継続しなかったのでしょうか。

実際、給料の50%カットというのは物すごく大きいですし、給料を絶対にカットしなくては

ならないというものは法律等一切ないわけですから、基本的には問題ないんですけれども、なぜ1期目のときは町長報酬を半分にするといった公約を上げ、そして、就任の際はどのような思いがあって、そのことを行っていたのかなというふうに思いましたので、お話しいただけたらと思います。初当選から4年がたち2期目に入りましたが、全員協議会等でもこのような話は一切されてこなかったのかなと思いますので、この場を借りて質問させていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井慎也議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、災害対応についての①災害時、災害後の情報発信についての御質問にお答え申し上げます。

災害時等の情報伝達手段につきましては、広報塔からの防災行政無線による放送に加え、この放送内容を聞き直すことができる電話応答サービス、登録制の防災情報メールや、各携帯電話会社からのエリアメール、ホームページやLINEに加え、コミュニティー放送局である本庄FMからの緊急的な放送など、多重化、多様化に努めているところであります。6月2日の降ひょうの際も、住宅の窓ガラスが割れるなどの被害が広範囲で発生したため、応急対応としてブルーシートの配布を決定し、配布について直ちに町民の皆様にお知らせいたしました。情報伝達の手段については、緊急性を要することから広報塔からの放送及び電話応答サービス、防災情報メールやLINEといったプッシュ型の情報伝達に加え、ホームページでもお知らせしたところであります。

一方、降ひょうから数日後の被災された方への支援に関する情報やお知らせについては、お伝えしたい情報量や緊急性などを勘案して防災行政無線や防災情報メールは使用せず、広報の号外版の毎戸配布や支援対象者への通知、LINEやホームページへの掲載などにより情報を発信いたしました。道路が冠水し車両等の通行が不可能となるおそれのある箇所については、冠水時には排水ポンプが自動的に作動し強制排水するほか、通行止めの表示が自動的に点灯される装置を設置し、通行車両等への注意喚起を行っております。

さらに、遠隔監視システムにより冠水状況等をリアルタイムで確認できるようになっており、今回の降ひょう時も職員が迅速に現地へ駆けつけ、通行止めの看板を掲出し通行規制等を行いました。農業用水路は台風等の大雨が予想されたときには、ごみや浮遊物が水路内に流入するのを防ぐために設置しているスクリーンの点検を必ず行い、用水路の氾濫防止に努めておりま

す。氾濫のおそれがある大雨の際は、農業施設担当や道路整備担当、災害対策担当が連携し、見回り点検の強化及び情報共有を図っております。道路冠水及び用水路の氾濫については、現場の状態の継続時間や危機度合いなどを勘案して、より効果的な予防対策と、現地での注意喚起及び通行規制などにより対応しているところであります。

昨今の気象状況は、大気の状態が非常に不安定なため、1日の中でも天候が急変いたします。町民の皆様には、自分の命は自分で守る自助の取組の一つとして、日頃からテレビやラジオ、インターネット等から発信される気象情報を注視していただきますようお願いいたします。

広報塔からの防災行政無線の放送は、議員お話しのとおり、聞こえない、聞きづらいといった町民からの相談も複数あるため、文字で確認できる防災情報メールの登録を推進しています。また、スマートフォンを所有していないなどにより、防災情報メールを御利用いただけない方で放送内容が聞きづらい場合は、チャイムやサイレン等、何らかの放送音が聞こえた際には、放送内容を聞き直すことができる電話応答サービスの御利用をお願いいたします。

災害情報の入手手段については、広報やホームページに加え、区長会総会や各種防災講習会、防災ガイド・ハザードマップなど様々な機会を捉え、周知に努めております。

議員御提案の高齢者世帯に対し災害情報や安否確認も可能なアプリケーションがインストールされたタブレットの配布につきましては、実際に事業者からシステムの概要説明やデモンストレーション等を行っていただいております。また、これ以外で、高齢者等にとって情報の入手が簡易なシステムや機器などについても、併せて調査研究しているところでございます。

災害時の情報伝達手段については、利便性や汎用性、費用対効果なども勘案しながら、町民の要望をしっかりと捉え、有効なシステムや機材等の導入について引き続き調査、検討してまいります。

さらに、受け手の情報、状況に応じた伝わりやすさや、伝達される場所、伝達可能な情報量、耐災害性など、様々な点でそれぞれの特徴を有していることから、緊急性の有無や伝えたい内容を考慮し、複数の手段を有機的に組み合わせた情報発信に努めてまいります。

続きまして、②災害協定についての質問にお答え申し上げます。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に備え、町では災害時における各種応急復旧活動に関する人的、物的支援等について、他の自治体や関係機関、民間事業者と協定を締結しています。大規模な災害が発生しますと、町の機能は一時的に著しく低下します。その状況で物資の提供や医療救護、緊急輸送などの応急復旧活動を迅速に遂行することは極めて困難であり、また、正規の手続を経ている時間的余裕、猶予はありません。そこであらかじめ協定を締結し、非常時にスムーズな応急復旧活動の実現を目指しております。

町では自治体間の災害時における総合応援に関する協定として、埼玉県内全市町村との基本

協定のほかに、議員お話しのとおり、平成30年8月1日に千葉県長生村と、令和元年10月28日に埼玉県三芳町と提携しております。千葉県長生村とは、平成25年7月に岩手県雫石町で開催された全国下水道推進大会で、埼玉県三芳町とは、埼玉県町村会の会議で、各町村長との意見交換が協定締結のきっかけとなりました。また、自然災害は近隣市町村でも同様の被害が発生することが想定されることから、ある程度離れたアクセスも容易な市町村との協定締結を意識いたしました。

両町村との協定は、災害により被害を受けた町村が独自では十分な被災者の救援、その他の応急処置が実施できない場合の応援体制などについて定めています。応援の内容は、食料品や生活必需品、応急対策用資機材、衣料品などの物的支援、職員の派遣やボランティアのあっせん、被災者の受入れなどの人的援助と多岐にわたっております。6月2日の降ひょうの際も両町村へ支援の相談をしたところ、住宅窓ガラスへの破損への対応として、長生村からはブルーシートの配送の提案、三芳町からは窓ガラスの修繕業者の紹介をいただきました。ブルーシートについては、埼玉県及び災害時の物資の提供に関する協定を締結している民間事業者からの支援により十分な数量の確保の見込みが立ったため、長生村からの支援は辞退させていただきました。また、窓ガラス修繕業者につきましても、町商工会の御尽力により町内で対応可能な業者を確保することができたため、三芳町からの修繕業者の支援も辞退する形となりました。

今回の降ひょうでは、埼玉県や災害協定を締結している民間事業者、町内各事業者からの支援により何とか応急対応することができましたが、災害協定による両町村の応援体制の確立を非常に心強いと感じたところです。

自治体以外との災害協定では、ライフラインの復旧や医療救護活動、物資の提供や輸送、施設利用に関する協定など、関係機関や民間事業者と締結させていただいており、災害に係る協定全体の件数は現在51件でございます。全国各地で局地的かつ想定外の様々な自然災害が頻発している中、災害協定による市町村や民間事業者との協力、連携の重要性を改めて実感しているところでございます。

今後も災害時等による人的被害や経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実させるため、市町村をはじめ災害応急対策や災害復旧などに御協力をいただける民間事業者等との各種災害協定の締結を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、2、ひょう害についてのうち、①見舞金についての御質問にお答え申し上げます。

令和4年6月2日に発生した降ひょうについては、当町においても過去に類を見ない規模のものであり、その被害についても甚大なものでありました。当日、町では降ひょう被害に対する即時の対応として、約1,600世帯へブルーシートの配布を行いました。

ブルーシートの配布により住民の皆様には即時的な対応はしていただきましたが、近く必要となるのが被害箇所の修理であり、その後の修理代の支払いなど生活に新たな負担が生じることが心配されたところでもあります。その対策として実施しましたのが議員御質問にもあります、降ひょう被害見舞金の支給事業となります。

現在、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続き、感染症の影響を大きく受けた業種、そこで働く方々など住民の生活や経済への影響は依然として続いております。このような状況を鑑み、町では本事業を実施するに当たり緊急かつ迅速を念頭にしながら、施策の目的を生活、暮らしへの支援に絞り込みました。これにより、真に支援を必要とする経済的困難世帯として住民税非課税世帯を見舞金の支給対象としたものであります。

なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度から実施されている国の事業であり、1世帯10万円の支給がされていますが、これは1世帯につき1回限りの支給であり、長期間続いている新型コロナウイルス感染症により厳しい生活を強いられている非課税世帯に対する一時的な経済支援であり、自然災害による支援は含まれていないものであります。

今回の見舞金については、新型コロナウイルスの影響に加え、降ひょう被害により追い打ちをかけられた住民税非課税世帯に対し、町単独の支援事業として実施いたしました。町といたしましては、今般のひょう被害においては生活支援を念頭に置き、住民税非課税世帯を対象とした見舞金の支給を実施いたしましたが、地球環境の変化により今後においても今回と同様の災害が発生するリスクが高まっていくことを考えられるため、様々なケースを想定した迅速で適切な対応を図ってまいります。

次に、②農業被害へのクラウドファンディングについてのお答えを申し上げます。

降ひょうによる農業被害への支援を目的といたしまして、6月13日より寄附の受付を開始いたしました。6月18日土曜日には上里サービスエリア下り線とアグリパーク上里におきまして、上里町の農産物をPRするイベントを開催し、来場者の方々にひょう被害への支援についてお願いさせていただきました。多くの方々に励ましの言葉をいただき、勇気づけられた思いでございます。

クラウドファンディングの状況でございますが、8月26日現在60件、68万5,000円の御寄附をいただいております。温かい御支援に対し、この場をお借りして深く感謝申し上げます。次第でございます。

さきの臨時議会にて御承認いただいた6月24日付専決処分の補正予算第4号においては、ひょう被害を受けた販売農家向け経営継続支援といたしまして、町独自の支援策、降ひょう被害臨時応援給付金事業1,720万円を計上させていただいております。この町独自支援策は、被害を受けた農家の皆様に対しまして、いち早く支援を届けることを目的とし、6月2日の発災後、

被害状況の現地調査などと並行して検討を行い、6月13日の全員協議会の場において、事業の骨格について御説明申し上げたところでございます。

クラウドファンディングの実施につきましても、応援給付金事業の実実施計画と合わせ、検討、準備を整えた上、6月13日より寄附の受付を開始したものでございます。このように、応援給付金事業への活用を目的としてクラウドファンディングを実施したものでございますので、寄附額が確定した後においては、当事業への充当を行いたいと考えております。

また、8月10日には、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、被害を受けた作物の回復や次期作に要する経費に加え、被害を受けた農業用生産施設の復旧に要する経費の一部を助成するため、農業災害対策事業2億4,804万5,000円を専決処分にて予算措置を行ったところでございます。この埼玉県と連携した事業を実施するため、財政調整基金を約1億2,000万円余り取り崩しております。

財源の確保については、厳しい財政事情があるわけでございますが、上里町の農業を継続するためには必要な事業であると認識しております。クラウドファンディングを活用した事業と併せてしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3、学校教育費の支払いについての①給食費の支払いについてでございます。

今後の給食費無償化に向けた取組はどのように進めていく予定かとお尋ねでございますが、6月の定例会で答弁させていただいたとおり、町の財政状況や県内の先進自治体の動向等を参考にしながら熟慮を重ねた結果、給食費の本格的な完全無償化につきましては、見送らせていただきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策支援策の第2弾、第3弾、第5弾で実施させていただいた学校給食費臨時補助事業のような期間を限定した臨時的な生活支援につきましては、今後とも緊急事態が発生した場合は、必要に応じてタイムリーに実施したいと考えております。

給食費の支払い及び学級費等の集金につきましては、教育長から答弁いたさせます。

続きまして、4、町長の給与について、①町長の給料の特例に関する条例が失効していることについてお答え申し上げます。

私の1期目の公約として掲げました給与の50%減額を実施するため、上里町長の給与の特例に関する条例を平成30年6月15日、議案第43号にて御議決をいただいたところでございます。この特例の適用期間は、町長の任期の間と定め、任期満了4年後の令和4年5月10日までと規定されておりました。これは町の行財政運営の安定性を継続して確保するため、また特に町の代表者として町に身をささげる覚悟を町民の皆様にも明確なメッセージとして伝える政治的理念の下、公約に掲げたとおりの報酬を削減いたしました。

2期目につきましては、給与の削減は公約として掲げておりませんでした。1期目の町政の実績から御判断いただき、町民の皆様にご負担をかけたわけではございません。今後も選ばれるまち、住み続けたいまちの実現のため、引き続き町長としての職を全うする覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 石井慎也議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、3、学校教育費の支払いについての①給食費の支払いについてでございます。

学校給食費につきましては、学校給食法により児童・生徒の保護者が負担することになっており、町内小・中学校では児童・生徒の保護者口座から引き落としの方法で負担をしていただいております。引き落とし口座につきましては、埼玉ひびきの農業協同組合の口座のみの対応としております。保護者口座から引き落とされた学校給食費は、各学校の埼玉ひびきの農業協同組合の口座へ入金となり、この口座から本庄上里学校給食組合の口座へ毎月納入しております。

金融機関を指定しているため、給食費の引き落としのためだけに口座を開設する方がいらっしゃるといこともお聞きしておりますが、口座引き落としの際に発生する手数料が最も安く、保護者の負担等を考慮した結果、埼玉ひびきの農業協同組合としているところでございます。毎月の手数料1年間、そして小・中学校の9年間を考えた場合、1回の手数料は少額ではありますが、かなりの額の違いになってくるかと思われま。

議員御指摘のとおり、多様な支払い方法もございますが、保護者ごとに金融機関や支払い方法が異なると、納入手続等で保護者負担が増える場合もあり、また、学校での管理が複雑化することとなりますので、実施については慎重に検討する必要があると思っております。

次に、②集金についてでございます。

ドリル等の教材費につきましては、議員御指摘のとおり、保護者に負担していただいております。金額は数百円から数千円と、教材の内容によって異なります。現在、町内の中学校と上里東小学校は、口座引き落としを行っておりますが、それ以外の学校については、現金により集金しております。

教材については学年やクラスによっても異なる場合があります、児童・生徒一律のものではありません。そのため、学校全体で使用する物品等は、教材と性質が違うことから町が負担しておりますが、教材費は保護者の方に負担していただいております。

議員お話しのとおり、キャッシュレス決済等の普及により支払い方法は多様化していると思

います。現金を子どもに持たせることに不安をお持ちな保護者の方へは、そうした方法で対応できればと考えますが、全ての学校で口座引き落とし等を導入するとなりますと、それぞれの学校規模も違うことからなかなか難しいのではないかと思います。

今後は既に口座引き落としを導入している学校を参考にしながら、学校の体制づくりも含め検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、1 番の災害対応についてのところになります。

現在、町として防災放送が聞きにくいということに対しての様々なシステムや、デモに今取り組んでいるということで、その中の一つとして簡易的なものを今考えているみたいな、一つ 1 番にあったかなと思うんですけども、どのようなものになるのか教えていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど災害時の対応以外でのことで、何か簡易的なものでという御質問がありました。

まず、広報塔からの放送と同様に、自動的に音声を流せるシステムを条件としていることから、令和2年度に応募がなかった戸別受信についても再度検討しております。また、御自宅の固定電話や携帯電話に一斉架電するシステムについても調査研究しているところでございます。今の情報化社会の中でいろんな手段を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） ありがとうございます。

防災放送と同じ内容が電話で聞ける応答サービスがあるとおっしゃっていますが、この応答サービスは何件ほど着信している、どの方がどれほど利用しているかというようなデータというのはとれるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

電話応答サービスの着信の件数ですね。平成2年12月1日から今日現在9月2日までの件数が836件ということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） すみません、平成2年ですか。

○町長（山下博一君） 令和2年です。

○1番（石井慎也君） 分かりました。びっくりしました。令和2年からで、836件の方が利用しているということですね。ありがとうございます。

続きまして、実際に通行止めになっている箇所について、遠隔でリアルタイムで水位が分かるというふうにおっしゃっていた部分があると思うんですけども、これはどの辺りの水位ですか。どの辺の水路、道路というんですか、このように遠隔で分かるようになっているのか、教えていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

アンダーパスという形で高崎線の下をくぐる大光寺の所ということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） そうすると、そのほかの場所の道路では、ごく一般の道路でやはり一時的に水があふれて通れなくなってしまう。今回だと、ひょうが川のように流れてきたと、やはり通れなくなってしまったというふうに結構聞きました。そのような場所というのをどういう方法かでやはり知らなくてはいけないのかなと。でないと、やはり曲がってしまっはまってしまったみたいなのは、すごく危ないのではないのかなというふうには思ったんですけども、その辺がやはりリアルタイムで分かるような仕組みというのはいかなるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

大光寺の所のアンダーパス以外の所で想定されるような場所の場合には、職員が直接現地へ行って、現場を見て判断するというので、今のところそういったリモートでの監視等は、特

に危険箇所はないと認識しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） ありがとうございます。

そうすると、災害協定のことについて次はお伺いしたいと思います。

長生村、三芳町さんと災害協定を結んでいるということでしたけれども、長生村とは平成25年の雫石での会合の件でお会いしたときに話が進んだというような感じに捉えられたかなというふうには思うんですけども、やはりなぜ長生村なのかというところがすごく町民には分かりにくいのかなと思うんですね。実際になかなか土地勘がない人からしてみると、長生村ってどこにあるんだろうというところから始まりまして、なぜ長生村なんだろうかというところがやはり思うことがあると思うんですね。なので、なぜ長生村とそのように結んでいるのか。

また、三芳町さんは埼玉県内にあり、埼玉県内は全域で協定を結んでいるという中で、なぜ三芳町さんだけが上里町と協定を結んでいるのかというところがもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、千葉県の上里町でございます。これは先ほど言いましたように平成30年、長生村と結んだわけですが、それ以前の平成25年7月に雫石町で開催された下水道推進大会でお会いして、距離的な面と交通的な面も含めて判断されたと伺っております。

三芳町につきましては、関越自動車道を軸にして、埼玉県の北の上里サービスエリア、東京都に近い三芳町の三芳パーキングエリア、これを関越自動車道を軸にして災害が発生した場合にお互いにパーキングエリア、サービスエリアを活用した災害応援体制を結んでいこうということで、これは知事を入れまして、三芳町長、大野知事、私と3者の立会いの下、締結したものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 長生村との災害協定に対して、この上里町としての説明で距離とか交通的なところかというところはあったんですけども、あまりはっきりとした内容ではないかなと思われるんですけども、やはり長生村は海沿いになるんですかね、そうすると津波があ

ったときとかに内陸なので上里は影響がなく支援に行けると。そういう話とか、逆に、また内陸のほうで何か災害があったときには、沿岸部だから被害がなかったから応援にいけると。そのような話等があれば、なるほどなという部分はあるんですけども、ちょっとその辺のお話がいただけなかったので、その辺が分かりましたら教えてもらいたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 長生村といいますと、海沿いに確かに一番に九十九里に近い所でありまして、千葉県唯一の村なんですけれども、観光的な面もあって非常に力入れているところがあって、お互いに、上里町にはない部分の補完をできることかなと思っております。

一方では、千葉のほうも災害があつたりしたときに、台風15号でしたか、そういった災害にも影響するところなんで、内陸部の上里町が補完できる。お互いにないところを補完して、災害時の対応を強化していくというところもあるかと思っております。

そういった意味で判断させていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 分かりました。

三芳町さんのほうとでは、関越自動車道を利用した災害協定のような形になるというようにおっしゃっていたんですけども、災害がいざあつたときに、上里町は上里サービスエリアさんがあると思うんですけども、サービスエリアさんとして上里町は一緒に災害協定というのを結んでおられるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

上里サービスエリアとの災害協定を結んでいるかというところで、具体的に言うとNEXCOさんと結んでいるかということによろしいですか。

現状では、まだそういう災害については協定は結んでいません。ただ、そういった非常時のことについては、国交省とかそういったところとも含めて、円滑な災害対応ということで進めていきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） ありがとうございます。是非進めていきたいなと思いますので、よろ

しく願います。

民間企業様と現在51件の災害協定を結んでいるというふうにご答弁いただいたんですけども、今回、かなりブルーシートのほうを手配いただいたというふう聞いており、すごく民間企業さんの力も心強いなというふうには思っておりました。実際にヒアリングの際に、どうして民間企業さんは上里町と災害協定を結んで、上里町のためにわざわざブルーシート等をとっておいているのかという話を聞いたら、やはりそれは地域貢献だというふうにお聞きしました。すごくそれはすばらしいことだなって思ったんですけども、上里町としてこのように災害協定を結んでいる企業様をもう少し町民の方にアピールしてもいいのではないかなというふうには思いました。

なので、現在、ホームページで一覧等があまり載っていないような気がします。確かにどの企業がどのような支援をしていただくのかというのも、恐らく町民の皆さんはあまり知られていないのかなというふうには思います。上里町のイオンさんでは、一時的な避難場所にもなっているというふうにお聞きしました。なので、町民の皆様にも、より多くの企業様が上里町に御協力いただいているというのを是非広報していったらよろしいのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、町のホームページでは千葉県長生村、それから埼玉県三芳町との災害協定のほか、令和元年度以降の主な民間事業者との災害協定の締結式の写真等を掲載しております。写真だけでなく内容等もですね。今後、一覧表についても掲載してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） よろしく願います。

それでは、2番のひょう害についてのところになります。

今回、見舞金についてというところになるんですけども、コロナの影響を強く受けている非課税世帯に対しての支援ということで、上里町としても見舞金を出したというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、基本的に国がやっている事業として非課税世帯へ臨時給付金というのが令和3年、令和4年と支給されているわけで、これは国が町民の生活、暮らしを支援しているというようなことになると思うんですね。

上里町として今回、見舞金という形であれば、基本的にはやはり被害に遭われた方全てが対象になるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そこを生活に苦しい人たちだけという区切りで非課税世帯ということにするのは、少し違うのではないかなというふうに思いまして、どの方々も少なからず皆さん影響を受けていて、少なからずそういう支援を受けたいなと思っている方々もいると思います。上里町として見舞金を出すということが町民に対しての町からのメッセージの部分もあるかなというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

町といたしましては先ほど申し上げましたように、今般のひょう被害においては生活支援を念頭に置き、住民税非課税世帯を対象とした見舞金を実施いたしました。こういったひょう被害という自然災害のことでありまして、前半でも申し上げましたように新型コロナウイルスの影響とはちょっと事業の目的が違うということで、今回は住民税非課税世帯の生活支援を念頭に置き、繰り返しになりますが、見舞金の支給をしたところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） なかなかガラスの被害枚数等も被害を受けている規模というんですか、規模はもう皆さんそれぞれ違うかなとは思いますが、規模に関係なく一律で支給しているのであれば、やはり所得に関係なく一律で支給するべきなのではないかなというふうには思うんです。実際に今回1,600世帯の方にブルーシートを配布して、2,500世帯の住民税非課税世帯に通知を出し、そして今500件の申請をいただいているという中で、恐らく1世帯に1万円というような給付金の額になれば、1,000万円から1,500万円ぐらいあれば足りたのではないかなというふうに思います。

町としてその金額を出さずに、被害に遭われた方に対してはただ口でお見舞い申し上げますということより、やはり町として支援していく、お見舞いをしっかり出していくという姿勢がすごく大事ではないのかなというふうに思ったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

確かにひょう被害を受けた方は本当に大変な状況で、私も現場を歩いてみて大変な被害状況

だなどいうことを翌日から3日間ぐらい全部回らせていただきました。特にこの後の農業の被害についても、非常にもう生活に直結するような被害を受けている状況でありました。

今回はその被害に遭われた方に対してお見舞いということでございますが、これからの自然災害といったことがいつ起こるか分からない状況の中で、あまりにもこの予算的な中で出せる金額、懐具合と言ったら失礼ですが、財政的な観点からすると、今回のことが前例になって毎回繰り返される自然災害に対してどこまでできるのかなというのは、ちょっと私としては危惧しているところでございます。

今回はひょう被害に遭われた方に対しては大変お見舞い申し上げますが、生活支援という観点から何とか支えていきたいという姿勢でございまして、御理解いただきたいと思っております。これからまた今後も、こういったひょう被害が繰り返される可能性もあるわけですので、そういったところの観点からも、今回は生活支援というところにスポットを当ててお見舞金を出したということを是非御理解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 今回、生活支援という形で住民税非課税世帯に対して支援を行ったということですが、これで今回前例ができたわけじゃないですか。そうすると、恐らくまた次に同じような災害があったときに、前は住民税非課税世帯のみに支給していましたがというふうになると、今度同じようにまた住民税非課税世帯のみでと。そうすると、課税世帯からはまたかというふうに、多分同じようにこれが前例ですからというふうに言われてしまうと、またかというふうに思われてしまうと思います。払わないのであれば払わないで、払うのであればしっかり払うというところが、スタンスとしては結構大事なのではないかなというふうに思ったんですけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

今回はあまり前例のないひょう被害でありましたが、今後の気象状況、環境状況を考えると、再発の可能性のある中でやってきました。コロナに関してもそうですね。第1弾、第2弾……、第5弾、第6弾ということでありましたが、その中でやはり平等性といいますか、そういったところも今後含めて、石井議員の御指摘のとおり、やはりできるだけ平等性というのも非常に大事ですので、コロナの対策の中でもできるだけ平等性といいますか、満遍なく支援していこうと、そういうことありますので、今後はそういったところも踏まえて町民全体が格差のな

い、差別のない、そういった環境に持っていきたいと思っております。今回の意見を参考に今後努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） よろしくお願ひします。

続きまして、農業者のクラウドファンディングについてになります。

先ほどの御答弁では、上里町独自として行った降ひょう支援について、クラウドファンディングからの資金を充当するというふうにお答えいただいているかなというふうに思うんですけども、そのような充当の仕方クラウドファンディングを活用するというをクラウドファンディング上で説明はあったでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

農業被害へのクラウドファンディングについての再質問ということでございます。

ホームページ等におきましては、生産者支援に使用させていただきたいと御案内していますので、給付金事業への充当は、寄附された皆様の御理解をいただけるものと思っております。今回御寄附をいただいた方に対し御礼状の送付を行っていますが、事業完了後に改めて寄附の活用報告、町の案内、観光パンフレット等の送付を検討し、何らかの感謝の気持ちを示したいと考えております。町のふるさと納税等につきましても、町長名でその都度、感謝の手紙を差し上げている状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 先ほどのクラウドファンディングなんですけれども、生産者支援という文言はあって、どのように使われるかというのは、確かにその時点でははっきり分かってなかったのかなというふうには思います。

しかしながら、上里町がやる事業に対してその事業の部分を補填するためのものであると、このように明確にはなかったと思われまふ。実際に寄附する人たちは、やはり傷ついたナシを見て、折れた麦を見て、自分たちの支援したものが少しでも有効に活用してもらえたらいいなと、やはり直接農家さんに届くといいなというふうにして恐らく寄附、支援していると思うんです。町がやることに対して、町のためにお金を出す、農家のためにお金を出す、出し方が

また変わってくるのかなというふうには思うんですね。

なので、実際に寄附いただいた分を降ひょう被害の支援に対して、そこに充当するという手段を取るのはどうなのかなというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員、このクラウドファンディングの本文を見ましたか。

この中に、「がんばんべ、かみさと！」ということで、「『雹（ひょう）』に、負けない。埼玉県上里町は、令和4年6月2日の降雹により、数億円規模の甚大な農業被害を受けました。農家が『愛情たっぷり』に育てあげ、ようやく皆さまの食卓にお届けできるはずだった大切な農作物がゴルフボール程の大きさの雹によりキズだらけになり市場に流通できない状態に。そのほか、ハウスなどの農業用施設も無数の穴や一部破損などの被害を受けました。こうしたなか町では、被災農家の経営再建を支援するため、クラウドファンディングを開始いたしました。」と。

こういう記事でクラウドファンディングの募集をかけております。上里町のおいしさあふれる農作物を皆様の食卓にお届けするため、皆様の温かい御支援をよろしく申し上げますということで、これを出しているわけですね。そういった訴えはしていると思いますので、見られた方の御支援いただいている方は、こういった内容を御理解いただいていると思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） ということであれば、実際に支援していただいた方には、上里町がこの降ひょう支援でこの金額のところに充当しましたというような文を添えて御礼を申し上げるというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどのクラウドファンディングの中でこういった温かい御支援をよろしく申し上げますということでありまして、いただいた方に対しては御礼状の送付を行っていますが、事業完了後に改めて、寄附の活用報告、町の案内、観光パンフレット等を検討し、感謝の気持ちを示したいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、3番の学校教育費の支払いについてのところで質問させていただきたいと思えます。

現在、口座の都合で手数料ですか、手数料の都合によって農協口座一本化をしているというふうにおっしゃっていましたが、現在、その手数料というのは幾らぐらいになるものなんですか。分かる範囲でお答えしていただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 石井議員の御質問にお答えしたいと思います。

企業間の手数料の関係がありますので、あまり正確に幾らと言っているものなのかということがあります。ただ、30円ちょっとというぐらいの額でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 本当に微々たるものかもしれないけれども、やっぱり積み重ねてというのはすごくあるなど、手数料等が最近上がっている中で自分も感じる場所であるんですけども、学校給食費の無償化がかなり厳しいというふうに先ほど町長のほうはおっしゃってたんですけども、逆に、この手数料の部分を町が負担してあげることによってどの口座からでも、どの決済方法からでもできるのではないのかなというふうに思います。やはり子育て日本一を目指すというふうに町長がおっしゃっている中で、どのような支援をしていくかという一つで、学校給食費無償化というのも以前掲げていたかとは思いますが、なかなか財政の都合と地域の状況を見てなかなか厳しいという中で、じゃ別な方法として支払い方法等のところでも少し御検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

学校のほうも保護者の負担軽減、やはりこれと教育効果を合わせながら考えていきますので、先ほどの御提案につきましても保護者負担の負担軽減の観点から研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） よろしくお願ひします。

集金についてなんですけれども、上里東は今口座から引き落としをされているというふうにお願ひいただいたと思うんですけれども、ほかの小学校ではなぜそれができなくて、また、規模によって違うというふうにおっしゃっていましたが、東は一番人数が多いはずですよ。多いところがあるのであれば、少ないところではできないかなというふうにお願ひしますので、東のほうではどのような経緯でこの口座への引き落としというふうになっているのか、その辺も含めて御答弁いただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 石井議員の御質問にお答へします。

まず、上里東小学校におきましては、学校規模も大きいということで事務員さんが二人体制でおります。ほかの小学校につきましては、規模の関係で事務員さんが1人。いろいろ口座からお金を下ろしに行ったり何だりということも、全て学校の職員が行う形になっておりますので、そういうところで職場を離れてといういろいろな面があります。

また、学校規模が小さいというんですか、児童・生徒数が少ないと、集める金額につきましても、子どもたち一人一人が持ってくる金額は大きいかわかりませんが、扱う金額については学校の職員の中で処理できる範囲かなど。また、東小学校のように規模が大きくなりますと扱う額も大きくなりますので、いろいろな面でそんなふうな対応を今のところはしておりますが、これも引き続きまして保護者の負担軽減という観点から、学校のほうでできるかどうかというところで、今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） よろしくお願ひします。

集金のところで一番最後のほうに給食費と同じように、町でもこの教育にかかる費用なので是非町でも持てないかというような質問に対して町長の御答弁がなかったかなというふうにお願ひしますので、町長としての見解のほうも教えていただければというふうにお願ひします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答へ申し上げます。

教材費の無償化ということでの質問かと思いますが、教材については個人で使用するものであるため無償化は難しいと考えますが、保護者の負担軽減について引き続き研究してまいりたい

いと思っております。石井議員がおっしゃりますように、子育て支援日本一という目標を掲げていますので、あらゆる観点からそういったところの研究をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 町としてどの辺まで無償化ができるのか。実際、子どもの集金袋を見て、テスト350円とかするわけですよ。結構するなとやっぱり思ったりするので、やはりそういうところを町として教育にお金をかけるということは、親としてはお金を出さなくて済むようになる、非常にその辺が増えていくとありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、最後の4番の町長の給料についての件になります。

町長のほうで御答弁いただいていた内容の中で、4年前に行財政の安定を図るために町長報酬の50%減額を行っているというふうにあったんですけども、現在、町としての財政状況というのはどのようになっているのか、教えていただければと思ひます。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答ひ申し上げます。

財政状況についての内容でございますが、財政指標には様々のものがござひます。経常収支比率については依然として90%前後であり、令和2年が90.1%、令和3年が84.2%。新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとする国際情勢の状況から、財政状況についても常に緊張感を持って注視する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 1 番石井慎也議員。

〔1 番 石井慎也君発言〕

○1 番（石井慎也君） 経常収支比率も高い状態を推移してひて、財政調整基金のほうも全員協議会の中では結構取崩しをして今、何億円あるというような話とかをやはりいただひていますし、財政健全化比率等は上里町のホームページにも載っているんですけども、上里町はまだ早期改善にはなっていないというふうには見てはいるんですけども、年々数値が上がっているという、危険のほうに上がってひている、下がってひているわけではなく、財政がどんどん悪くなっているというふうなデータが出ております。その中で、町長が1期目のときに財政安定化のために報酬をカットするとおっしゃっていたことと、現在やっておられることが少々違ひうのではないかなというふうに思ひうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど申し上げましたように、1期目につきましては給与の削減を公約として掲げさせていただきました。その公約の内容としましては、一般財源の関係もありますが、特に教育福祉政策を意識して活用いたしました。

1期目の削減効果としまして具体的に申し上げますと、数々の行政課題に取り組む中、小・中学校の校舎等改修工事、中学校生徒に対する通学ヘルメット補助、特にその教育についてのこの通学のヘルメット、これを私としては非常に緊急的にやる、子どもたちの安全を守るということで、就任当時やりました。こういったこともこの4年間できちんとできて、今、通学ヘルメットはもう皆さんヘルメットを着用しているということを、大変私としてはうれしく思っております。

それから、18歳までの医療費の無償化、高齢者の給食支援、子ども食堂の開設など、この1期目の4年間できちんと目標を達成したところであります。

2期目につきましては、先ほど申し上げましたように、また新たな取組課題があります。そういうところをしっかりとやるためには、やはりしっかりした体制の中で「選ばれるまち、住み続けたいまち」の実現のためにしっかりとやっていくということ、町民から負託されたということと理解しております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 実際に町長が報酬をカットした部分を財源の中に組み込んで、別な事業を行ってきたというふうにはすごく感じるころはあるんですけども、それをさらに4年間では行わないことになるわけじゃないですか。でも、町としては同じように進めていく。そのためにやはり財源がよりあって、町としても財政がよくお金が回るようになっているという状況が考えられるんですけども、先ほどの話だとなかなか経常収支比率も高く、財政健全化比率も改善はしていったいないという中で、改めて今後、町長としてどのように対応していくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 石井議員の再質問にお答え申し上げます。

町長の給与ということであって、皆様、仕事の対価と。だから、給与を満額もらっているんだよという町民の声も、私のほうに届いています。4年間の実績を町民が本当に評価していた

だいて、2期目はもう公約には掲げていないんだから、その分仕事をしっかりやって町の発展に寄与してほしいという匿名の手紙を含めて町民の声が私のほうに届いておりまして、2期目につきましては、1期目にまいた種を2期目は芽を出させる、そういった活動に邁進していくという覚悟でございます。

そういった意味からも、これからの仕事に財政健全化を目指して企業誘致を含めて種をまいておりますので、そういったところをしっかりとやって、健全な財政運営をしっかりと目標としてやっておりますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 是非頑張って実行してもらいたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

これにて質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 1番石井慎也議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からとします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議席番号8番齊藤崇でございます。

通告に従い質問していきますので、順次お答えをお願いいたします。

今回の質問は、大項目で4つです。1番目として町の経済対策について、それから2番目として、成人年齢が18歳になったことに対する18歳までとするこども医療費無償化の考え方について、それから3番目がゾーン30について、4番目が害獣対策について、4つ質問をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、町の経済対策について。

新型コロナウイルス感染症がいまだに終息が見えない中、ウクライナの軍事侵攻、円安、原油高騰、物価上昇に対する支援策について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されてから3年目になります。また、2月末

にはロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まり、円安、原油高、さらに多くの物価が上昇し、多くの国民の生活を圧迫しております。

このような中で、国もあらゆる面で経済対策を講じています。8月14日、岸田総理は1兆円の予備費を物価高対策に充てる旨を明言いたしました。これは低所得世帯とかひとり親家庭に特化したというふうに認識しております。しかし、十分とは私は思えません。

では、上里町においてはどうか。8月の広報と一緒に配布された8号外というのを拝見しました。このチラシは、あくまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の町の独自支援策と私は認識しております。第6弾の支援策には4つの事業が明記されていますが、果たして町民に対して平等な支援事業なのでしょうか、町長に伺います。

そこで、町長に最も伺いたいのは、この次です。コロナ禍におけるウクライナ軍事侵攻、円安等々で、町民もかなりの経済打撃を受けているのではないのでしょうか。今年に入ってから物価の値上げ、再値上げ、再々値上げ、来月10月までに2万品目の食品の値上げが予定されています。8月だけでも2,000品目、9月で2,400品目、今までの上げ幅でいくと平均13%値上げになっています。

先々月、県内のある自治体の報道によると、その自治体では全世帯におたすけ券5,000円相当を配布、この自治体では約4万9,000世帯あるそうですが、こういう事業を実施すると。この主たる趣旨は、コロナ禍における原油価格、物価の高騰などで影響を受けている市民の家計を支援するとともに、地域経済の活性化を図るのが目的とありました。

そこで、我が町でもこれを踏襲するような支援策を講じたらと思いますが、町長の考えを伺います。

2番目として農業従事者戸別所得制度について、これは平成25年度からは経営所得安定制度というふうに名前が変わっています、について伺います。

2007年に民主党が提案しましたが、2008年に衆議院で廃案になっています。が、現在は経営所得安定制度に名称を変えて継続事業となっているわけです。食料自給率の目標を前提に、国、それから都道府県及び市町村が策定した生産数量目標に即した主要農産物、米、麦、大豆なんかの生産を行った販売農業者を保護するために、政府が農家に対して所得を補償する制度です。

しかし、一昨年、昨年と米価は下がり続け、また今年6月には県北を主体に降ひょう被害で、小麦の収穫も例年の約3分の1程度になるんじゃないかというふうに聞いております。さらに、先ほども触れましたが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の影響で肥料の原材料高騰、肥料が最大で9割の値上げにより販売農業者を苦しめています。主要農産物農家以外も結構影響を受けている。

このような状況の中で、町は農業従事者に対してどのような支援を講じようとしているのか、

また講じる予定があるのか、町長に伺います。

次、2番目として、成人年齢が18歳になったことに対する18歳までとしているこども医療費無償化の考え方について伺います。

今年の4月、成人年齢が18歳に引き下げられましたが、町の施策では18歳までこども医療費無償化を実施しているが、について質問いたします。

今年の4月から、18歳は大人ですという法律が施行されました。ここで私は矛盾を覚えるんですが、18歳は子どもなんですか、それとも大人なんですか。縛りはありますけれども、私は大人だと思います。また、角度を変えて見れば、こども医療費無償化に属する。私はしっくりしません。理解できるような表現を改める、字句を変える気持ちがあるのか、町長の答弁を伺います。

3、ゾーン30について。

①ゾーン30指定区域の導入について。最近クローズアップされているゾーン30について伺います。

ゾーン30とは、生活道路における交通安全対策の一つで、自動車の走行速度抑制、歩行者及び自転車に最大限配慮した安全な生活道路の確保、通学路における通学児童の安全確保を目的として行われる事業です。11年前に発足しています。

このところ、我が町では交通事故ワーストを返上したかのように思われますが、国民一人一人、町民一人一人が常に交通安全に注意を払わなくてはなりません。そこで、ゾーン30について考えなければならぬというふうに思います。ゾーン30は、全国で4,186ゾーン、県内で315区域、令和3年度末ですね。本庄市内の指定区域は2か所となっています。

具体的な施策は、ゾーン内においては原則、自動車の最高速度を時速30キロメートルに設定。車道外側線を設置し、車道幅員を減少させ、速度抑制を図るとともに、歩行者及び自転車の安全な通行区間の保護を確保いたします。また、各区域入り口にゾーン30の文字標示を設置し、ゾーン入り口の明確化を図るとともに、路側帯をカラー化、通学児童等の安全な通行を確保する。

では、ゾーン30を導入したことによる効果はどうかというと、事故の発生率が29.4%減、重大事故も3割減少というデータもあります。警察等の協力が不可欠でハードルが高いように思われますが、上里町でも導入について積極的に考えていただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

最後に、4番、害獣対策について伺います。

害獣駆除に対する町の対応は、について質問をいたします。

言うまでもなく害獣とは、人畜に危害を加えたり、田畑の農作物を荒らしたりする獣のこと

を言います。我が町に出没する主な害獣は、ハクビシン、アライグマ、イタチ、タヌキ、鹿、イノシシ、ネズミなどになります。

最近、我が町でも空き家や耕作放棄地が増加傾向にあり、ハクビシンが民家、特に空き家にすみついたり、ほかの害獣も耕作放棄地をねぐらにして田畑の作物を食い荒らし、農作物の被害が報告されています。また、これらの害獣は学習能力が高く、特にアライグマは、ペットとして飼われていたものが人間の勝手な理由で害獣化、木登りも得意で果樹園などを荒らしております。ハクビシンは、すみつく習性があり、ふんが特に悪臭を放つそうです。

これらの害獣の被害について、町ではあまりオープンに周知されていないように思います。私もあまりこの被害について聞いたことはないんですが、かなりの被害が発生しているように思われます。

こうした中で、行政として町はどのような対応を講じているのか、伺います。また、町民がこれらの害獣を捕獲した場合、その住民に対して報奨金なるものを支給しているのか、支給していないのか。そういった制度はあるのか、ないのか。ないのであれば、今後新たな事業として取り組むことを考えているのか、伺います。ちなみに、近隣市町で報奨金制度を実施している自治体もあると承知しています。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、町の経済対策についての①新型コロナウイルス感染症がいまだに終息が見えない中、ウクライナ軍事侵攻、円安、原油高騰、物価上昇に対する支援についてお答え申し上げます。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、令和4年に発生したロシアのウクライナへの軍事侵攻により社会情勢はさらに悪化する中、円安や原油・電気・ガス料金をはじめとする様々な物価の高騰が発生し、その影響は町民、事業者の皆様にとって大変大きなものであると認識しております。

このような状況下の中、国は、特別定額給付金事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業といった国支援策に加え、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を令和2年度に創設しており、上里町でも本臨時交付金を活用し、これまでに第1弾から第6弾の合計6回、町独自支援策を実施してまいりました。

支援策の検討に当たりましては、各事業担当課の意見を取り入れながら、その都度、必要とされていることや国・県支援にないものを優先的に実施すること等を考慮し、決定しております。

今年度実施の第6弾支援策につきましても、原油価格・物価高騰等の影響を受けている住民及び事業者への支援という支援策の柱を基に、限られた財源の中、住民・事業者が共に恩恵を受けることができる支援、これまで支援が届いていない世代への支援、原油価格・物価高騰等の影響を受けている農業者への支援の3つのコンセプトを基に、4つの支援策を実施しております。

また、全世帯に対する支援につきましては、令和2年度から4年度までの間に計3回、水道料金の一部免除事業を実施しておりますが、全世帯に対する支援につきましては予算規模が大きいため、町の財政運営に与える影響を少しでも抑えるためにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような国・県の補助制度を積極的に活用し、事業を実施していく考えであります。特に、本交付金は、活用の自由度が高く、町独自の支援策が組みやすいため、より工夫した支援の提供が可能です。

また、支援策選定においては、社会情勢や必要とされているものを見極めつつ、限られた財源の中において有効かつ効果的な事業を推進していくためには、事業数の制限等を行わなければならないことなどから、事業実施に至らないこともございます。

今後につきましても、感染状況や社会情勢の動向をきちんと見極めつつ、町の財政状況を踏まえた上で、国・県の補助制度を最大限に活用し、より効果的な支援策を町民の皆様に御提供できるよう、引き続き検討してまいります。

次に、②農業従事者戸別所得制度についてでございます。

国は、農業者戸別所得補償制度により、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金や、標準的収入額を下回ったときのセーフティーネット対策、大豆や飼料用米、米粉用米など戦略作物の生産に交付される直接支払交付金などにより、担い手農家の経営の安定に資する対策を実施してまいりました。平成25年には経営所得安定対策と名称が変更され、現在に至っております。

上里町では、この対策の実施主体である上里町地域農業再生協議会に対し補助金を交付するとともに、埼玉ひびきの農協と連携し、協議会の事務局として経営計画書の取りまとめや関東農政局などとの調整を行っております。令和3年度には、全体で約7,000万円の交付金が国より直接、各農業者に対し交付されており、農業経営を支える重要な施策ではないかと考えております。

しかしながら、主食用米の生産調整や食料自給率の向上を主たる目的とした事業であること

から、今般の物価高騰を背景とした家畜飼料や燃油など農業用資材の価格高騰に対しましては、別の支援が必要である点については、議員のおっしゃるとおりではないかと考えております。

上里町といたしましては、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した担い手農家の方々に対しまして、応援給付金を給付いたしました。

令和3年度にも同様の給付金事業を実施いたしましたが、令和3年度においては米価下落の影響を鑑み、予算の増額に加え、申請者要件の緩和、申請期間の延長を行っております。

令和4年度には、農業用資材の価格高騰により、農業者の中で特に影響の大きいとされる畜産農家、施設園芸農家に対し、支出の負担軽減、経営の安定化、事業の継続の一助となるよう、家畜飼料、加温用燃油の購入量に応じて最大20万円を給付する事業を実施しております。

農業用資材の価格高騰に加え、6月2日の降ひょうによる被害など、農家の皆様は大変な御苦労の中、町の農業を支えていただいております。

上里町といたしましても、家畜飼料等高騰対策給付金や降ひょう被害臨時応援給付金などの独自支援に加え、埼玉県、埼玉ひびきの農協をはじめとした各種関係機関との連携により、農業災害対策事業を適切に実施し、農家の皆様の農業継続支援に努めてまいります。

続きまして、2、成人年齢が18歳になったことに対する18歳医療費無償化の考え方は、の①今年の4月、成人年齢が18歳に引き下げられたが、町の施策では18歳まで医療費無償化を実施しているが、につきましてお答え申し上げます。

議員も御承知のとおり、4月から成人年齢が20歳から18歳に変更となりまして、日常生活に關係する制限に様々な変化が見られているところでございます。

まず、民法第4条で定める成人年齢は、令和4年4月1日から18歳になりました。このことにより、18歳を迎えた方は、4月から様々な契約行為を自分の責任で行うことができるようになりました。

一方、飲酒については、20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律第1条で、「20歳未満の者は酒類を飲用することを得ず」と定めていることから、20歳にならなければお酒を飲んではいけないことになっています。

また、競馬に関しても、競馬法第28条において「二十歳未満の者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない」と定められていることから、20歳にならなければ勝馬投票券を購入することができないこととなっています。

このように、それぞれの行為の制限に係る対象年齢は、関係各法により定義されております。

さて、議員御質問のこども医療費支給事業でございますが、上里町こども医療費支給に関する条例第2条におきまして、「こども」とは「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう」と定義されています。

このため、民法上、成人とされる18歳の誕生日を迎えた日以後の最初の3月31日を迎えるまでは、こども医療費支給事業の対象となる「こども」として扱うものでございます。

また、こども医療費の支給対象者でございますが、条例第3条で「上里町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこどもの保護者とする」としておりますので、保護者の監督保護の下にあるこどもの医療費を保護者に対して支給するというのが、この制度の趣旨でございます。

こうしたことから、18歳未満であったとしても、就職して御自身で医療保険に加入した方や自ら世帯主となった生計を営んでいる方の医療費につきましては、対象としておりません。

議員御指摘のとおり、「こども」という言葉の中に法律上の成人が含まれていることに対し、違和感があるかと思えます。しかし、先ほども御紹介しました飲酒や競馬の勝馬投票券の購入などのように、関係法令ごとに適用範囲を定めています。

こども医療費支給事業を行う上で法律と同様の位置づけを持ちます上里町こども医療費支給に関する条例につきましては、少なくとも18歳を迎える方の大半が、誕生日を迎えた以後の最初の3月31日まで保護者の監督保護の下にいますので、運用上、大きな支障はないものと考えています。今後も事業を継続、推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

続きまして、3、ゾーン30についての①ゾーン30指定区域の導入についてお答え申し上げます。

ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、自動車などの最高速度を時速30キロに規制するとともに、他の安全対策とを組み合わせ、ゾーン内の速度制限及び抜け道として通過する行為の抑制を図る生活道路対策であり、交通事故抑止や自動車の通過速度の抑制効果があるとされています。

設定することで、ゾーン内は原則全ての道路が時速30キロ規制となり、お住まいの方もその対象となるため、あらかじめ周辺住民の皆様に御理解をいただく必要があります。地域の要望を基に、住民、自治体、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、情報の共有と内容等について十分な検討を行うことが重要になります。この検討の中で、ゾーン30が有効な対策であると警察が判断した場合、区域内の整備内容等について検討を進めていくことになり、要望をいただいてから設定まで二、三年程度かかるようであります。

議員お話しのとおり、ゾーン30を設定している区域は、令和3年度末で埼玉県内では315区域、児玉郡市内では本庄市の2区域となっています。都市部である県南部に多く設定され、町村での設定はございません。

ゾーン30の設定には、抜け道に使われている生活道路が集まっている地域であること、2車

線以上の幹線道路や河川、鉄道等に囲まれた地域であることが条件となります。具体的には、市街地や学校周辺等の中で、地域住民等の日常生活に利用される生活道路が集積しており、歩行者が多く、その地域内を抜け道として通行する車が多いところが対象となります。

また、ゾーン内であることが認識できるよう路面標示や看板、標識等を設置し、ドライバーに対して速度遵守を心理的な面から促すため1車線道路で構成するなど、道路の整備等も必要になります。1本の道路を規制すれば問題が解決するような場所では、ゾーン30を指定する必要がないため、区域全体を規制しなければならない場所が対象となります。

議員お話しのとおり、生活道路における歩行者等の優先・安全確保、人身事故抑制に効果がある対策ですが、同時に、設定した地域全体に制限を課すものであることから、地域住民の意見・要望をよく聞き、警察と共に十分な協議・連携を図っていく必要があります。住民の代表であり、地域と行政のパイプ役である区長の皆様と連携し、地域の声をしっかり捉え、ゾーン30の御要望がありましたら、設定に向け積極的に取り組んで進めてまいります。

次に、4、害獣対策について、①害獣駆除に対する町の対応は、の御質問にお答え申し上げます。

上里町では、令和2年に策定した上里町鳥獣被害防止計画に基づき、対象鳥獣を定め、箱わなによる捕獲等を実施しております。近年においては、アライグマやハクビシンによる被害が多く報告され、被害エリアは河川に近い地域を中心に町内全域にわたっております。その他、タヌキ、カラスによる農作物被害、ドバトのふん害による家屋被害等も確認されており、イノシシ、鹿、猿の目撃情報も年に数回報告されております。

イノシシや鹿など比較的大型の野生動物が出没した際には、本庄警察との情報共有を図り、職員による現地パトロールや小・中学校をはじめとした住民への情報提供、注意喚起を行っております。

対象鳥獣の捕獲については、埼玉県のアライグマ捕獲従事者養成研修を受けた職員等により、箱わなを設置して捕獲します。捕獲した有害鳥獣については、埼玉県獣医師会により選任を受けた町内の獣医師により、駆除を実施しております。

令和3年度の捕獲件数といたしましては、アライグマ31頭、ハクビシン29頭、タヌキ8頭となっております。捕獲件数は、その年ごとに増減がありますが、例年、一定数の捕獲実績がございます。被害の多い作物といたしましては、トウモロコシ、イチゴ、梨など多品目の被害報告がされており、有害鳥獣の雑食性を表しております。

鳥獣の捕獲に対する報奨金についてもお尋ねがございました。山間地や中山間地域に位置する自治体などにおいては、古くより狩猟が生活の一部として定着し、野生動物の管理を目的とした狩猟などが行われております。そのような地域においては、協議会などを組織し、狩猟免

許の取得費用の一部や、わなの設置に必要な経費の一部を助成する制度がございます。

現在のところ、上里町においてそのような助成制度はございませんが、アライグマやハクビシンなど平野部をすみかにする鳥獣が、県内でも多く捕獲されております。今後、上里町においても、取組に関する助成制度など、町全体の有害鳥獣被害防止対策の推進について調査研究を進めるとともに、捕獲に関する人材の育成と地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を行ってまいります。

また、鳥獣被害防止のための住民への啓発といたしまして、ホームページ、SNS、広報誌などを活用し、鹿、イノシシなど大型鳥獣が出没した際の注意喚起に加え、管理されていない建物や農地、放置された果樹などが及ぼす悪影響と適正管理のお願いなど、住民に向けた情報提供を積極的に行い、有害鳥獣のすみにくい環境整備にも努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、1番の町の経済対策についてのところですが、最初に町長に質問したのに対しての答弁が、私は、要するにコロナ禍がもう3年目というのは、これはその前提の中で、ここに来て今年2月24日、ロシアの軍事侵攻が始まった。そこから円安とか原油の高騰等、要するに値上がりしているわけですよ。だから、コロナをベースというんじゃないけれども、その上塗りした上に、そういった社会状況が変化してきているわけですよ。それに対して、要するに町独自のオリジナルな経済対策が必要なんじゃないのかなと。

先ほども言ったように、県内のある自治体では一律、先ほど同僚議員がちょっと質問したところにかぶるところがありますけれども、住民税非課税だとか、ひとり親だとか、そうじゃなくて全体的に疲弊しているわけですよ。それに対して、こういう人に特化して支援しましょう。それはあくまでも今までのやり方というのはコロナ禍の中でのことで、第6弾までやってきたわけですね。つい最近、4事業をそれもあくまでもコロナという前提の下で、旗揚げの中でやっているわけです。

そうじゃなくて、今度はそれに上乗せして、円安とか原油高騰とか出てきちゃったわけですよ。物価の上昇というのが。それに対することだから、もう平均的に一定の町民に対して、先ほど、同じ県内の自治体が一律でおたすけ券を支給するというふうなことをやっている自治体があるんですよ。だから、もっと掘り下げて言えば、要するに格差じゃなくて、我々、ちょっと例がいいかどうか分かんないけれども、介護保険だってそうでしょう。1から9まであって、要するに高所得者層の人は第9ですよ。それだけの保険金を払っているわけですよ。低

所得者の人は、第1段階の保険金というふうになっている。それを要するに平均化しているわけじゃないですか。

だから、結局、同じ条件の下でみんな、物価高騰とかで痛めつけられているんだから、その辺についてそういう考え、同じ県内でやっている自治体みたいなやり方の支援の仕方を考える気はあるんですか、今後というふうに聞きたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

円安、原油高騰、物価高騰ということを考えて、第6弾のところでは経済的な支援というところでも、キャッシュレス決済とか高齢者の電気料金の支援給付事業、そういったことをやってきました。また、農業生産者においては家畜飼料、それから施設園芸には燃料高騰に対する対策と。全ての町民に行き渡るような段階ではなくて、一部そういったところをやってきたわけでございます。限られた財源の中で、3つのコンセプトを優先して実施させていただいたことでございます。

また、令和3年4月に第4弾で、事業者支援策として商工業者応援給付金事業、町内農業担い手応援給付金事業を実施していたことも踏まえて、先ほど言いましたように4支援策を提示させていただきましたので、御理解いただければと思います。

なお、今後、支援策を実施する際には、円安や原油・物価高騰による町民の皆様の影響等を考慮して、また今、齊藤議員がおっしゃったような他の自治体の取組も含めて、効果的な支援策を実施できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 実施するということは明言できなくて、要するに何というのか、全世帯にということの考え方、今言った4事業というのは第6弾、これは再三、私、言っていますが、あくまでもコロナ禍の支援策なんですよね。第6弾の中の4事業というふうに私は捉えているんですよ。

そうではなくて全体的、それ以外の要するにウクライナ軍事侵攻とか円安とかで、町民の懐具合が疲弊しちゃっているんだから、全体的な、全世帯を救済する。

それは、町の経済状況、財政状況も分からないわけじゃないですよ。今、財調はどのくらい残っているんですか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

今年の8月時点で、財政調整基金が6億5,000万円という状況です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 6億5,000万円ですか。随分コロナ禍で、2年間で随分、第6弾までのいろんな支援策の事業で支出しているのは重々分かります。

ただ、先ほどの同僚議員の質問にもあったように、町の財政状況を考えて、だんだん悪化しているということで、今の財調基金が6億5,000万円でどうなのかという批判というか、何とも言えないところなんですけれども、いずれにしても、来月が要するに物価の再々値上げとか、値上げのピークが来月らしいです。10月で、今年に入って要するに2万品目も、パーセンテージだと13%も上昇すると。これはもう皆さん、どの非課税世帯だとか何とかという、我々も含めて全員が影響するわけですよ。

ですから、その辺で、そういった事業を展開する自治体があるわけですから、それは町の財政状況も勘案しながら考えなきゃいけないのは十分分かります。でも、そういうふうなことを前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。これがだから、円安が毎日のように変化して、刻々と何十年ぶりだとか何とかという報道を目にしているわけですから、そういったことを是非、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思うわけです。

次の農業従事者戸別所得制度、平成25年から経営所得安定制度、このところでちょっと聞きたいんですけども、やっぱり当初、当時、国が生産数量目標と食料自給率目標を前提にやってきた支援策で、当時1ヘクタール1万5,000円ぐらいを支援したというふうなことなんです。一昨年、昨年に引き続いて、今年は降ひょう被害で、先ほども言ったように小麦の収穫もひどいところは3分の1ぐらいになっちゃったよというところに、もっとそれにウクライナ侵攻とかによって肥料の値上げなんかがすごいんですよ。

農業をしている人は知っていると思うんですけども、オール14という化成肥料があるんですけども、窒素、リン酸、カリ、これが全部14なんです。これが年初は1袋20キロ入りで1,660円だったんです。つい最近、8月末時点で、何と2,890円に値上がりしているんですよ。約1.74倍ですよ。今後も、今年の秋から来年の春に向けての注文取りが始まるらしいんですけども、その時期にはさらに値上げが予想されると専門家、農協の関係者が明言しているんですね。石灰とか堆肥類はあまり影響はなさそうだと思うんですけども、このオール14という肥料は結構需要が大なんですよ。

こういった状況下の中で、先ほどから言っているように米価が下がり、小麦は収穫が3分の

1だとかというふうになっているわけです。そういうところにやはり、でなくても耕作放棄地が増えたりしているわけですよ。そういうふうなことを防ぐためにも、農業従事者の支援というものをもう少し、上里町もこれだけのほ場を持っているわけですから、積極的にこれもやはり前向きに支援していく姿勢を見せていただきたいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

齊藤議員御指摘のように、肥料の高騰、いろんな食品についても高騰する、電気料金も大変厳しい状況という状況であります。皆さんが本当にこういった、ロシアがウクライナに侵略したことによって円安になり、140円台になってきたということのニュース報道も受けています。

その中で、多くの農家が肥料、軽油、ビニールなどの原油価格、物価高騰による影響を受けていると思われませんが、畜産、施設園芸とを比較すると、その影響が限定的と見られたことから、特に大きな影響を受けている畜産農家、加温用設備のある施設園芸農家に対しまして物価高騰対策を実施することになりました。支援対象となる農家については、今回の給付金で高騰分の全てを補填することはできませんが、限りある予算の中で最大限の支援を行うため、影響の大きい経営体を支援対象としたものでございます。

今後、物価高騰対策など町の農業支援策の検討に当たっては、国・県等の情報収集に努めるとともに、上里町にとって真に必要な対策は何か、また埼玉ひびきの農協をはじめとした農業団体や地域の方々の御意見も拝聴して、機敏な対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 是非、国の経営所得安定制度だけでは、ちょっとここへ来て打撃が多い農業従事者に対して、支援を前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

続いて、2番目、成人年齢が18歳になったことに対する18歳までのこども医療費無償化の考え方について。

これは、町長が答弁してくれたので理解はできたんですけれども、これを明言化して、私を含めて町民が理解できるように、誕生日を迎えた次の年の3月31日までという答弁をしていただきましたけれども、それが要するにお役所というか、お役所はそこまでやるんだよね。その辺は重々知っているんですけれども。民間だと誕生日が来たら、そこですぱっと切っちゃうんですよ。退職もそう。例えば、60歳定年ですよ。誕生日が来ると、そこで終わっちゃうんです

よね。だけれども、官公庁は、その次ぐ年の3月31日まで。私もその部類で恩恵を受けたというか何か、1月30日だから次ぐ年の1月30日までいられましたけれどもね。その考え方なんです、町長が答弁してくれたのは。

だから、この制度を導入してこども医療費無償化を18歳まで延長した当初、もう二、三年前ですよ。私も個人的には思った。あと同僚議員とも話したんだけど、18歳まで延長したからとって、児童とかそういった幼少期の子どもたちは結構、熱を出したりなんかというので医療機関の門をたたく回数が多いけれども、だんだん高齢してくる、要するに18歳近くになると、高校生ぐらいになると、さほど医療機関を利用する子というのは限られちゃうんですね。だから、年間で2,000万円かそこらでカバーできたんじゃないのと思ったら、案の定そのくらいで年間、収まっているんですよ。

だから、いいんですけども、やはりその辺を、要するに私は何となくしっくりいかなかったので、要するに成人年齢が18歳で大人だよ、一言で言うと。じゃ、何で18歳までは医療費無償化なんだよと単純に思っちゃうじゃないですか。だから、その辺をちゃんと理解できるような明言にしてほしいなというだけのことなんです。そんなに深い意味はないというか、経済的、お金の面も先ほど言ったようにそんなにかかるわけじゃないので構わないんですけども、その辺の整理をちゃんとした、町民にアピールするのが必要なんじゃないかなというふうに思うわけです。それについて、もう一度答弁をお願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

今回の民法改正によって、民法第4条が年齢18歳をもって成年とするとされました。この成年に対する言葉としては、未成年であると考えています。また、子どもに対する言葉としましては、大人ということになると思われませんが、社会通念上、大人とは子どもを養護、監護（監督・保護）するものであると考えられているのではないかと考えられます。そうした点を考え合わせますと、子どもを監督・保護する大人、すなわち保護者に対して監督、監護をしている子どもの医療費相当分を支給する事業である点につきまして、御理解いただければと思います。

こういった制度についても、もう少し分かりやすく説明する必要があるかと思っ、今後はそういった改善に努めてまいります。御理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 次にいきます。ゾーン30について。

先ほどの答弁で、やはりこれを導入するとなると、先ほども言ったように地域住民、行政区長、警察等の協力が必要なので、先ほどの答弁だとそれを申請してから二、三年ぐらいかかるんじゃないかということと、上里町は県北なので、さほどそういったことのニーズというか、そういうものに関心がないというか、県南のほうに多いということで、要望があったら先ほど言ったように研究、検討を重ねた上で実施していきますということなんですが、そうかといって、じゃ上里町にそういったところ、要するに危険区域というんじゃないけれども、このゾーン30に匹敵するような区域がないかといえば、そんなに詳しく、まだ恐らく調査、研究をしていないと思うんですね。

というのは、例えば駅南辺りだと、駅を中心に北側もそうだけれども、私はそこは全然不必要だというふうに認識しています、個人的に。じゃ、町でどこがというと、例えば住宅密集地、要するに三田の住宅街、あの辺は、あそこ行って古新田四ツ谷線の通りがありますけれども、あれが中通りを通っていて、あそこは信号機が1基だけあります。だけれども、要するにこっちから向かって行って、信号機から右側を見たときに、あの辺一帯がすごい住宅街なんですけれども、もうそういった規制も何もなくて、結構十字路が多い区域になっていると思うんですね。だから、個人的にはあの辺は一つの案として考えてもいいんじゃないのかなという気はするんですよ。

先ほども言っているように、いろんな人の意見を重視して研究、検討しなきゃいけないんですけれども、そういう取組を今後、こういうことをやったことによって、それは当然メリットもあれば、デメリットもあるかもしれない。だけれども、やはり交通事故の件数が減ったり、重大事故も減ったりする。重大事故というのは死亡事故にもつながる場合もあるし、そういう観点から考えれば、多少の不便というか、速度が40キロのところは30キロになっても、理解してくれる人は多いんじゃないかなというふうには感じるわけですが、今後そういう取組をやっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思うんですよ。

ですから、そういった区域の研究、調査をやっていく考えがあるかどうか、伺います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども述べましたが、この制度につきましては、地域住民の要望とか、そういった意見・要望をよく聞いて、また警察とも十分な連携・協議を図りながら、住民の代表である地域と行政のパイプ役である区長の皆様と連携し、地域の声をしっかり捉え、ゾーン30の要望がありましたら、設定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 分かりました。

まず、ゾーン30というものの考え方というか、こういうものなんだよということをまず町民にアピールすると。こういうことによつて、こういうことが、こういう効果があるんだよということをアピール、広報でも何でもいいからして、知らない人のほうが多いかなと思うので、県北だからね。そういうことで取組を是非、積極的にお願いします。

最後に、害獣対策について。

先ほどの答弁だと、令和3年度の捕獲がアライグマ31、ハクビシンが29、タヌキが8頭ということで、かなりの数字というか頭数が捕獲されているわけです。

結局、被害に遭われた農家、それからハクビシンだと住居にすみついたりという被害が出ているわけですがけれども、私の知り合いの梨園を営んでいる方によると、やっぱり本当に学習能力が高くて、木登りなんかしちゃって、アライグマですけどもね。かなり被害、結局被害が出ても、結局それは泣き寝入りというか、被害届を出しても害獣じゃどうしようもないから、結局はどうにもならないということですよ。ですから、そういうふうなことに對する要するに奨励金とか、やはりその辺を考えてあげたらいいかなとは思うんですよ。

先ほどの答弁の中で、箱わなの捕獲がメインみたいですけども、それもこれからも継続していかなきゃならないと思うんですけども、そういった助成制度がないということであれば、今後、先ほども1回目のときに質問したとおり、制度がないのであればつくる、新たに事業として取り組むかしてくださいよというふうなことを伺ったわけですけども、是非その辺もう少し積極的に、捕まえたという、捕獲したということになると、それなりの時間と労力を費やしているわけですから、その辺についてももう少し、何とか積極的に奨励金を出すような形を取ってもらいたいと思うんですけども、今後そういうものをつくる、制度をつくる気持ちがあるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

有害鳥獣駆除の報奨金とか、狩猟免許等の助成に對しての御質問かと思ひます。自治体によつては、規定に基づき、有害鳥獣を駆除した者に報奨金を交付している自治体もあるようでございますが、また狩猟免許、わな猟免許の取得に助成金を出している状況があるようでございますが、いずれも山村部の自治体が多いようです。

上里町も、実態調査したところ、そういった被害も散見されますので、今後、埼玉県、近隣自治体の動向を踏まえ、積極的に研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 是非、時間をかけずに、早めに対応していただきたいというふうに考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時51分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号9番の植原育雄でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

今9月定例議会では、1、児童館の活用改善について、2、こむぎっちょ号について、3、窓口申請の住民負担軽減について、4、住民からの要望事項実現について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

1番目に、児童館の活用改善について町長に質問させていただきます。

この質問資料については、上里町子育てガイドブック、町制施行50周年記念に刊行された子育て応援ガイド、令和4年度保育所等入所申請・継続確認の手引きなどを参考にしております。

最初に、保育園の開所時間についてですが、登園時間は平日が午前7時からが一番早く、また帰りの時間は最も遅いのが午後7時となっています。土曜日の登園時間は午前7時からが一番早く、また帰りの時間は最も遅いのが午後7時となっています。延長保育については、7保育園のうち、平日の延長保育は5保育園、延長保育なしは2園、土曜日の延長保育はないようであり、一時預かりについては、7保育園のうち5保育園があり、2園はないようです。

次に、幼稚園についてですが、上里幼稚園の開所時間は平日が午前9時30分から午後2時45分まで、土曜日については午前9時30分から午前11時までとなっています。神保原幼稚園の開

所時間については、平日が午前9時30分から午後2時30分まで、土曜日は休みとなっているようです。

次に、上里町内の児童館の現状についてですが、上里町内の児童館は公立で5館あります。放課後児童クラブ（学童保育）について、開所時間は平日が授業終了後から午後5時30分まで、必要に応じて午後6時30分までとなっています。学校休業日については午前9時から午後5時30分まで、必要に応じて長期学校休業日などは午前8時から午後6時30分までとなっています。

私立は4つの児童クラブがあります。

風の子クラブについては、開所時間は平日が授業終了後から午後5時30分まで、土曜日は午前8時30分から午後4時30分まで、学校休業日については午前8時30分から午後5時30分までとなっています。

ちびっこクラブについては、開所時間は平日が授業終了後から午後5時30分まで、土曜日は午前8時30分から午後4時30分まで、学校休業日については午前8時30分から午後5時30分までとなっています。

げんきクラブについては、開所時間は平日が授業終了後から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時まで、学校休業日については午前7時30分から午後7時までとなっています。

上里町輝き児童クラブについては、開所時間は平日が授業終了後から午後5時30分まで、土曜日は午前8時から午後4時まで、学校休業日については午前8時30分から午後5時30分までとなっています。

私立の4つの児童クラブは随時募集していて、延長利用について詳しくは各児童クラブへお問合せくださいとなっております。

共働き家庭のお母さん方からの要望が多いためでありますが、小学校低学年、1学年から3学年の児童を持つお母さん方は、朝勤めに行くときに心配で、児童館でももう少し早く子どもを預かってほしい、また帰りの時間についてももう少し遅くまで子どもを預かってほしいとの声が多くあります。

そこで、町長に質問をいたします。上里町かがやき保育園は、延長保育として午前7時から午後7時までとしています。児童館についても、開所時間を長期学校休業日だけでも午前7時から午後7時までとできないか、町長に質問をいたします。

次に、こむぎっち号について町長に質問させていただきます。

上里町のこむぎっち号は、現在の制度でさらに2年間延長するようですが、本当にこれよいのでしょうか。

国土交通省は、令和元年度には、特性に応じたA I デマンド型交通の導入としてモデルケース6地域6事業者を選んでおり、A I デマンド型のチョイソコですが、今では10地域で走って

いて、A I デマンド型交通は完全に実装段階に入ったことになります。

一般的な路線バスは、乗降地点（停留所）、運行経路（路線）、運行時刻（時刻表）が定められていますが、デマンド型交通またはオンデマンド交通は、乗降地点、運行経路、時刻のいずれか、または全てを自由に設定できます。デマンド型交通は、デマンド型乗合タクシー、デマンドバスと言われるものも含まれ、道路運送法上では路線不定期運行、区域運行と呼ばれるようです。

その後、G I S等の位置情報を用いたI C Tサービスが急速に発展し、オンデマンド交通の中にも、予約配車機能を持つものも出てきております。主なA I オンデマンド交通配車システムとして、株式会社未来シェアのSAVS、MONET Technologies株式会社のオンデマンドモビリティ、NTTドコモの開発したA I 運行バス、富士通株式会社のオンデマンド交通サービス、順風路株式会社のコンビニクルなどが開発され、実用化されております。

オンデマンド交通とは、利用者の予約に応じて運行する乗り合い型の公共交通サービスのことです。

群馬県の富岡市では、令和3年1月4日から一部の地域を除いて路線定期運行型（決められた路線を時刻どおりに運行する形態）の乗合タクシーを運行しておりましたが、令和4年5月18日から、市内の公共交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者が安心して移動でき、市民をはじめ多くの方が利用しやすい効率的な運行を目指し、市内全域においてデマンド型（予約があった場合のみ指定の停留所間を運行する形態）に移行しました。

このデマンド型の乗合タクシーは、I C T（情報通信技術）を活用した配車システムを導入し、予約状況に応じて最も効率的なルートで運行します。運行車両は、7人乗りミニバン車両6台、うち2台は車椅子のまま乗車可能。運行事業者は、上信ハイヤー株式会社と日本中央交通株式会社。配車システムの提供は、MONET Technologies株式会社、この会社はソフトバンク（株）やトヨタ自動車（株）などの共同出資会社となっております。運賃は、1乗車100円。市内在住・在学または在勤者、小学生、障がい者（同伴者を含む）となっております。

また、群馬県沼田市では、MONET Technologies株式会社の配車システムや予約アプリなどを活用したA I デマンドバスの運行を令和4年3月25日から沼田市内全域で開始しました。

今回のシステムは実証実験で、市内を3つのエリアに分け、各エリア内を移動可能なA I デマンドバスを運行しています。利用者は、MONETが提供するスマホアプリまたは電話で乗車を予約することが可能で、さらに運行データを集積して可視化するツールを導入し、利用者の多い季節や時間帯、場所といった市民の移動需要を把握することで、バスの運行の最適化に

加え、道路計画などのまちづくり施策への活用を図りたいとしています。

今後、沼田市とMONETは、デジタルデバイド（情報格差）の解消とスマホアプリによる乗車予約の促進を目的に、市内の各地域でソフトバンク株式会社と連携してスマホ教室を開催する予定です。また、スマホアプリ上で地域の飲食店やスーパーマーケットのクーポンを配信するなど、地域の活性化に向けた取組を今後行う予定ということです。

運賃は、1乗車400円ですが、群馬県内在住の高齢者、65歳以上の希望者に配布されるぐーちよきシニアパスポートを提示した場合は、半額の200円で乗車が可能だそうです。障がい者や小さい児童等の運賃については、路線バスの割引に準じるということです。

予約方法は、スマホアプリまたは電話から予約できます。乗車希望日の1週間前から当日の乗車希望時刻の1時間前までが予約が可能です。車両台数と定員ですが、Aエリア、定員10人の車4台、Bエリア、定員14人の車1台、Cエリア、定員14人の車1台。運行事業者は、関越交通株式会社、株式会社老神観光バスだということです。

ここで、町長に質問します。上里町のこむぎっち号について、いろいろと町民の方から話を聞いておりますが、国から補助金を頂いています。上里町の支出額が少なければよいと考えておりますか。費用対効果も含めて町長に質問をいたします。国民が納めた税金です。こむぎっち号の運営費と費用対効果の面からも考えても、理解できません。

ある町民アンケートの結果から、こむぎっち号が何台も走っているが、利用者が少ない。税金を使ってまで動かす必要性を全く感じません。無駄です。また、町の税金を使っているのであれば、他の方法を考えたほうがよいのではありませんか。利用者の立場になって考えていない行政がっかりです。こむぎっち号、今のままでは運行する意味がないと思う。行きはよいよい、帰りは怖い。手荷物を持ち帰るときの大変さを思うと、家の近くに降りられる工夫を。今の状態をどのように思われますか。町長の考えを聞きたい。それにタクシー券を出してもらいたい。

アンケートの結果から、現在のこむぎっち号に町民の方は不満を持っていて、予約制のデマンド型交通システムとタクシーの補助券を希望しているようです。町民アンケート後、現在までに改良された点もあるかと思いますが、現在のこむぎっち号は、この運行システムが続く限り、改良を加えても町民の満足度は達成しないと思います。思い切った改革が必要だと思います。現在運行しているこむぎっち号を廃止して、AIを利用したデマンド型交通システムを導入すべきではありませんか。山下町長に質問をいたします。

次に、窓口申請の住民負担軽減について町長に質問させていただきます。

1つ目に、国民年金についてですが、平成14年4月1日からの地方分権一括法施行後の市町村において法定受託事務または協力連携事務として実施されている国民年金適用・徴収に関する

る主な事務で、法定受託事務は、国民年金法の規定に基づき市町村が処理することとされている事務として、被保険者からの各種届出の受理、届出に係る事実の審査及び報告等、協力連携事務として、これは法定受託事務に付随する事務や相談など、国と市町村（任意）の協力、連携の下に実施されている事務として、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進、市町村において行われる業務や年金制度の周知・広報・相談等があります。

今回、実例として取り上げたいのは、年金の未支給、年金受給者が死亡した場合の窓口申請の住民負担軽減についてです。

1回目は、町の健康保険課の担当する係に出向いて、私の母の未支給年金・未支払給付金請求の手続をして帰りました。その後、担当する係から当該請求に関して、生計同一関係に関する申立書の一部に追記をお願いいたしますとの文書が郵便で届きました。2回目は、この郵送された文書に基づき、生計同一関係に関する申立書の一部に追記をしました。このときに、生計同一関係に関する申立書の中の第三者に署名欄があり、関係者から証明をもらってきてほしいと言われました。3回目は、第三者による証明をいただいて、健康保険課の担当する係に出向いて、ようやく一連の手続が終了しました。

担当者の説明では、年金の未支給に該当するかどうかは、申請していただかないと分かりませんとのことでした。確かにそのとおりのかもしれませんが、住民とすれば2回、3回と町の担当課に行かなければ完結しない現状があります。たしか4月13日頃に死亡届は提出しました。未支給年金・保険給付請求書を8月3日に受付したと熊谷の年金事務所から、郵送により自宅に通知がありました。来客者、住民の方が一人で自由に行動できる方はよいのですが、失礼な言い方かもしれませんが、体の不自由な方や高齢者の方で、一人で行動できない方には大きな負担となっております。

国民年金事務は、法定受託事務であり、協力連携事務でもあります。上里町は、熊谷年金事務所の管轄になると思いますので、住民負担軽減のため、申請書、特に添付書類、ここでは生計同一関係に関する申立書、裏面の3と第三者による証明欄の中の「私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません」と記載されています。上からよく読んでくると分かりますが、1は請求者、2は死亡者、三親等内の親族とは、証明する者が三親等内の親族ではありませんということです。また、証明者が個人の場合、自分は何親等だろうかと思ってしまう場合が出てくるかと思えます。

生計同一関係に関する申立書については、簡潔、分かりやすいものにしていただきたい。上里町から要望していただだけませんか。窓口申請の住民負担軽減の対応策は取れないでしょうか。町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問をいたします。

続いて、窓口申請の住民負担軽減について町長、教育長に質問させていただきます。

私は、平成25年3月定例議会で、総合窓口（ワンストップサービス）について一般質問を行いました。来客者、特に身体障害者や高齢者等の方々の負担を和らげることについて、総合窓口（ワンストップサービス）とは、複数の行政サービスを1か所で一度に受けられるということですが、新潟県長岡市に視察に行きました。

長岡市役所では、窓口を1階の窓口を集約し、市民は動かず、担当職員が入れ替わり対応しておりました。長岡市の総合窓口の担当者に確認しましたら、相談、証明発行などの手続きに合わせ、ワンストップでのサービスを提供しているとのことでした。

複数の手続とは、主に出生・死亡・婚姻・離婚・転入・転出・転居の7つの業務を基にして、この事務に関連する保険・年金・医療・福祉・教育・税金等の手続の関連事務を、市民は動かず、担当職員が動いて対応しているとのことでした。また、市役所業務を幅広く紹介し、案内する市役所コンシェルジュや申請書などの記載を補助するフロアマネジャーを配置し、訪れる方を総合的にサポートしているとのことでした。

平成25年1月の臨時議会で、上里町課設置条例の一部を改正する条例が可決されて、平成25年4月より組織の一部が変更となり、新しい課が誕生し、課の再編も行い、1階に窓口業務が集約されましたが、教育委員会は3階にあります。

転入・転出・転居等に関して、教育関連事務はどのように行われていますか。また、1階の窓口業務について、以前は「次は何番の窓口に行ってください」と言われていたのですが、現状はどのように行われていますか。町長と教育長に質問をいたします。

続きまして、窓口申請の住民負担軽減に関して、おくやみ窓口について町長に質問をさせていただきます。

令和4年7月19日の朝日新聞によりますと、埼玉県の上尾市など、家族や親族が亡くなると、年金や税金、社会保険などに関する多くの手続が必要となります。これらの手続をまとめて行える窓口を置く自治体が増えているとのことでした。手続ごとに異なる課に足を運ばなければならなかった遺族の負担を減らす狙いがあります。

上尾市は、7月から市役所の1階におくやみ窓口のブースを設けています。死亡届を出した遺族に窓口を案内し、遺族が利用を希望する場合、予約を取った上で後日改めて窓口に来てもらうシステムです。上尾市によると、死亡時に必要な手続は、例えば未支給分の年金の請求は保険年金課、介護保険料の精算は高齢介護課、住民税や固定資産税の支払いを受け継ぐ人の届出は市民税課と資産税課となります。多い場合は10以上あると言っています。

遺族からおくやみ窓口への予約希望が入ると、庁内の各課に亡くなった人の氏名や生年月日などを伝え、それぞれの課を通じ、必要な手続を集約する。あわせて、本人確認書類や印鑑、受給者証など必要な持ち物を把握し、遺族にまとめて伝えておくことになっています。

こうした窓口の設置は、他の自治体でも広がりつつあります。さいたま市は、6月から浦和区役所におくやみ窓口を設置、1日に数件の相談があるといいます。9月からは、他の区に広げる予定です。12月には、戸田市も設置予定です。上尾市の担当者は、手続時間を短縮し、少しでも御遺族の負担を和らげたいと話しています。

窓口申請の住民負担軽減に関して、おくやみ窓口について町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問をさせていただきます。

次に、住民からの要望事項の実現について町長に質問させていただきます。

住民からの要望事項については、令和3年12月現在、100件以上が未対応だとの話を聞いていますが、住民からの要望事項は、全体で何件出ていて、その内訳とそれぞれの未対応件数について伺います。

住民からの要望事項は、地元住民の方が生活をしていく上で困っているのでは何とかしてほしいということで、地元住民の方の署名を集めて、地元の区長さんが町に対して住民からの要望事項として提出しています。これに対して町担当課は、予算がないからできないという話を区長さんからよく聞いております。住民の方は、切実な思いで要望事項を町に提出しています。

そこで、町長に伺います。令和4年度は、住民からの要望事項に対して当初予算に計上されたと思います。今後についても、住民からの要望事項に対して計画的に予算計上し、対応する考えがあるかどうか、町長に質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、1、児童館の活用改善についての①児童館の開所時間、長期学校休業日のみ、延長についてでございます。

安心して子どもを預けられる環境づくりの推進につきまして、議員の皆様をはじめ関係者の皆様には御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、町内の放課後児童クラブの状況は、公設が5か所、民間事業所4か所の計9か所となっております。また、利用状況につきましては、町内小学生1,445名中、1年生129名、2年生96名、3年生69名、4年生44名、5年生26名、6年生が16名の計380名の児童が利用されております。

児童館で実施している公設放課後児童クラブの長期休業日における開所時間につきましては、埼玉県が目指す望ましい基準として定めた埼玉県放課後児童クラブガイドラインを参考に、午

前8時から18時30分までとしており、民間事業所につきましては、施設により開所時間は様々でございますが、おおよそ7時半から19時までとなっております。

保護者の方が放課後児童クラブを選択された際、就労時間や通勤時間などを基に、保育方針や活動内容、保育時間や利用料金などを吟味し、御家庭で相談の上、利用したい施設を選択されていることと思われます。社会生活と子育ての両立を図るためには、子どもを安心して預けることのできる保育施設サービスの充実は、必要不可欠となります。

植原議員の御質問にありますとおり、公設放課後児童クラブにおいても、開所時間のさらなる延長などサービスの拡大が図れば、私が目指す「子育て支援日本一」、子育てしやすい町として、さらに一步を踏み出せることと考えております。

しかしながら、長期学校休業日期間は長時間開所となることから、保育時間の延長に係る人件費や短期間の人材確保なども考慮するとともに、就学児童がいる御家庭を中心に保護者のニーズや実態を把握した上で、効果検証を行い、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2、こむぎっち号についての①国からの補助金と費用対効果についてお答え申し上げます。

高齢化や過疎地域の問題などが懸念される中で、地域公共交通に求められる役割も変化してきており、町としても地域戦略の一環として、持続可能で利便性が確保された公共交通ネットワークの形成を進めていくことは、非常に重要であると考えております。

現在、町の地域公共交通としてコミュニティバスこむぎっち号を運行しておりますが、自動車中心の地域状況による利用の伸び悩みなどといった課題も抱えており、利便性及び利用率向上のため、これまでルート再編やフリー降車区間の導入、バス待ちスポットの設置といった対応を行ってまいりました。これにより、平成28年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度までは、順調に利用者数が増加しておりました。

議員御質問のこむぎっち号に係る国庫補助金及び費用対効果についてですが、令和3年度分として運行事業者が受け入れた国庫補助金は926万7,000円であり、同じく収入となる運賃収入が101万9,800円でした。運行経費は5,237万1,628円でしたので、国庫補助金と運賃収入を差し引いた額4,208万4,828円が支出額となり、本支出額については町から運行事業者に対し、同額を補助金として交付しております。本補助金額に対し、8割が特別交付税として国から交付されるため、令和3年度の町の実質負担額は841万6,966円となります。令和3年度の利用者数は1万4,178人ですので、利用者1人当たりの町の実質負担額は約594円となります。

なお、令和3年度の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あらゆる公共交通サービスの利用者が減少したことを受け、地域公共交通機関に対する国庫補助金の額

が増額している状況であります。

地域公共交通サービスは、公共交通サービスの及ばない、いわゆる交通空白地区の解消や、移動手段を持たない方への交通サービスの提供が主な目的となっております。さらには、交通手段を持つ町民の方や町外から来町される方も選択して御利用いただけるものであることが求められております。

町といたしましては、持続可能な公共交通サービス提供のため、財政的な負担を考慮しつつも、上里町に適した公共交通サービスを提供する必要があると考えております。

続きまして、2、こむぎっち号についての②こむぎっち号の廃止とA Iを利用したデマンド型交通システムの導入についてお答え申し上げます。

令和2年3月に策定した上里町地域公共交通網形成計画では、町内の公共交通網の利便性の向上及び持続可能な地域公共交通の実現に向けて、こむぎっち号運行における課題等を基に、現行のコミュニティバスの運行を含めた新たな公共交通体系の導入可能性の検討について掲げております。

なお、支線ルートの利用者数低迷の打開策として、令和3年3月に支線ルートのルート再編を実施しました。次期公共交通サービスの検討のため、このルート再編による利用データ取得と検討期間を確保するため、次期公共交通の導入開始時期を2年間延長し、令和7年度からとすることについて、昨年度の上里町公共交通活性化協議会で協議・決定し、それに伴い計画の一部を変更しております。

公共交通サービスのうち、デマンド型は、地域公共交通対策の一つとして、バス路線等の維持が困難な地域等において、交通空白地区を解消するために導入する予約制の乗合バスまたは乗合タクシーのことをいいます。

議員御質問のA Iを活用したデマンド交通の導入ですが、効率的な配車を行うことで、利用予約に対しリアルタイムに最適な配車を行うシステムとして、現在、各地で実施をされ、A Iシステムを手がける企業と自治体が連携した実証運行などが注目されております。

デマンド交通につきましては、運行時間内であれば需要に応じて臨時運行するものであり、主な利点として、利用者のニーズに柔軟に対応ができる、定時定路線のバスに比べ、空の車両を走らせることが少ないということが挙げられております。

一方では、利用の際には予約が必要であることから、利用予約がハードルとなり、利用の定着まで時間がかかる、または全く利用がされない、利用が多い場合、導入した車両数では対応できないなどの課題があります。また、導入により影響を受けると想定されるタクシー事業者への配慮も必要でございます。

町といたしましては、現在運行しているこむぎっち号の利便性向上に向けた協議を行うとと

もに、デマンド交通の課題とA Iの研究等を含めた実証実験についても十分考慮した上で、令和7年度以降、町が提供する公共交通サービスを検討していきたいと考えております。したがって、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、3、窓口申請の住民負担軽減についての①申請書（特に添付書類）等の簡潔化についてにつきましてお答え申し上げます。

国民年金事務につきましては、各種申請などの受付を上里町が法定受託事務として行っております。各種申請につきましては、資格取得、喪失から各種の異動処理のほか、保険料免除申請など幅広く行っています。

そうした中で、お客様の状況は十人十色で、御来庁いただいた方の手続きが全て異なることがあります。また、年金の申請に係る裁定者は、年金事務所となります。実際に申請を受けなければ分からないこともありますので、この点につきましては御理解いただければと思います。

さて、議員御指摘のとおり、御自宅から役場へお越しいただくことが大変な方がいると思いますので、極力、御来庁いただく回数を少なくできるように注意して事務を行っているところではありますが、お客様の状況確認が十分行われなかった結果として、手続きに複数回、御足労いただいたことと思われまます。

この点につきまして、担当課において窓口でしっかりお客様のお話を伺い、状況把握に努め、必要最低限の来庁回数で申請いただけるよう、再度事務処理について徹底してまいりたいと思います。

また、議員も御承知のとおり、年金に関する手続きは、市町村において法定受託事務及び協力連携事務という位置づけられて行われていますので、御提出いただく申請書類あるいは添付書類の書式は、年金事務所で定められたものを使用しなければなりませんので、各種申請に関連する書類の様式につきましては、定期的にかかれる年金事務担当者会議等の場で、改善について可能な限り御提案させていただきたいと思っております。

続きまして、②総合窓口（ワンストップサービス）についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、各市町でコンシェルジュ、フロアマネジャーを配置するなどの取組がされております。当町では、1階に集約することで、住民票等の交付、国民健康保険の手続、児童手当の申請、保育所入所手続、介護申請など住民生活に直結する住民サービスが同じフロアで受けられる体制を整えております。

また、お客様への案内に関しましても、転入・転出・転居などで最初に対応を行う町民福祉課の窓口にて、必要な手続の一覧をお渡しし、職員がお客様を次の課へ御案内し、担当者に引き継ぐことで、待ち時間を極力減らす努力をしているところでございます。

そうした中、御指摘をいただきました教育委員会に関連する窓口につきましては、3階へ御

案内しているところであります。その理由といたしましては、施設のスペースが限られている中、1階に健康保険課や高齢者いきいき課、子育て共生課等の社会保障関係の事務を集約していることや、事務関係以外にも町民生活に関わる相談業務等の対応を勘案して配置しております。

総合窓口（ワンストップサービス）に関しましては、複数の行政サービスを1か所で一度に受けられるというメリットがありますが、各窓口では様々なサービスを取り扱っていることにより、それに付随して必要なデータ及び資料も膨大になるため、総合窓口を集約することによるデメリットも生じると考えられております。また、教育委員会を配置するスペースもございません。

当町においては、システム面や庁舎の配置、人事等を模索した結果、現在に至っている経緯がございます。今後も、便利で分かりやすい窓口サービスに努めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会に関することについては、教育長より答弁いたさせます。

続きまして、③おくやみ窓口についてお答えを申し上げます。

おくやみ窓口の設置に関しましては、死亡受付件数や職員配置、システム構築等の費用などの課題があります。しかし、議員が御指摘のとおり、死亡に関する事務につきましては、非常に多岐にわたり、また死亡された方により事務の内容も変わってきますので、悲しみの中、遺族にとっては大きな負担であると認識しております。

現在、町では、関連事務を分かりやすく一覧表にしたエンディングハンドブックを配布しております。これは、どのような事務が必要なのかチェックシートで確認していただき、必要な事務に進んでいただく形となっており、役場以外での事務に関しましても分かりやすく御案内しております。

なお、同じ内容のものを町ホームページに掲載し、ダウンロードしていただき活用できるようにしております。

今後は、ホームページにつきましても、おくやみのページから必要な事務をクリックしていただければ、各課担当のページに移行できるよう、充実を図ってまいりたいと考えております。事務の窓口や申請の種類等は、お亡くなりになられた方の年齢や加入している保険、所有財産等によって変わってまいりますので、少しでも御遺族の負担を和らげるよう、対応ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、4、住民からの要望事項の実現についての①住民からの要望事項を実現するための計画的予算計上についてでございます。

現在、道路の舗装や補修、防犯灯・カーブミラーなどの設置や修繕、交通規制を伴わない道

路区画線や警戒案内標識の設置など、住民の皆様からの御要望につきましては、行政区長を通じて要望書の提出をお願いしているところでございます。

住民の安心・安全な生活環境に直結し、緊急を要する要望については、当初予算に計上しております工事費や修繕費により早急に対応し、当初予算で不足する場合は補正予算などにより対応を行っているところでございます。

令和3年度の要望書受付件数は82件で、そのうち行政区長さんを含む方から提出いただいたものは、64件でございました。内訳としましては、道路関係23件、交通安全関係21件、防犯関係15件、その他5件となっております。令和3年度受付分の対応状況につきましては、対応済みが39件、未対応が25件となっております。なお、未対応の25件につきましては、年度末に要望書を頂いたものもあり、対応検討中となっております。

また、過去に頂きました要望書も含めまして、未対応となっているものが令和3年度末では173件であり、主に道路関係の内容となっております。

緊急を要しないと判断しました新規事項の要望につきましては、一旦、事業担当課でお預かりし、各行政区からの要望事項を取りまとめ、現場確認等を基に優先順位づけを行った後、一定の基準により順次、対応してまいります。

今後につきましても、タウンミーティングや新成人との対談、先月実施しました明るい町づくりの意見発表会などの方法により、広く町民の皆様から御意見を伺い、現状の行政サービスについても維持継続しながら、皆様から頂いた要望事項等に答えられるよう、計画的に順次、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原育雄議員の御質問に、そのうちの3、窓口申請の住民負担軽減についての②総合窓口（ワンストップサービス）についてお答えを申し上げます。

現在、転入・転出・転居等に係る教育関係事務につきましては、町長からの答弁にもありましたように、保護者の方に3階の教育総務課まで御足労いただき、手続を行っております。

町民福祉課では、義務教育年齢のお子さんの転入・転出等があった場合、子育て共生課の他課での手続が終了した後、3階の教育総務課で手続をしていただくよう御案内をしております。また、事前に町民福祉課から、該当のお子さんについて電話で連絡を受け、3階の教育総務課へお越しいただいた際には、スムーズに手続ができるよう対応しております。

担当者が1階に下りてくればということですが、転入・転出等は、その御家庭の状況によっ

て手続の内容も異なっております。保護者の方から直接お聞きした上で、提出書類等の説明を行い、学校等へ連絡をする場合もございます。

内容によっては、教育指導課へ引き継ぎ、指導主事が相談等の対応をする場合もございます。周りのお客様を気にすることなく、じっくりと相談をしていただけるかなと思っております。こうした相談は、御家庭やお子様の具体的な内容となり、総合窓口業務とすることができないため、教育総務課で個々の状況に合った対応をする必要があると思っております。

議員御質問の総合窓口についてでございますが、各課で使用しているシステムが違っていることや総合窓口への人員配置などの問題もございます。実施につきましては、関係各課と調整する必要があると考えておりますが、少しでも住民の方の負担が軽減されるよう、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 議席番号9番の植原育雄でございます。

何点か再質問させていただきます。

まず、児童館の活用改善についてということで、児童館の開所時間、長期学校休業日のみの延長についてということで、町長答弁を聞いていますと、いろいろと人件費のお金がかかるというような答弁でありまして、導入に向けて検討したいというようなふうに私は受け取ったんですが、そこら辺の確認をしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、長時間開所となると人件費や短期間の人材確保なども考慮する必要がありますが、就学児童がいる御家庭を中心に保護者のニーズや実態を把握した上で、効果検証を行い、導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 子育て支援日本一を目指しているという上里町でありますので、いろいろと困難はあるかと思いますが、是非、負担軽減といいますか、共稼ぎの方が心配しないで一生懸命働けるような体制を是非つくっていただきたいと思っております。

それはお願いということで、それからあと2番目のこむぎっちゃん号についてでありますけれど

も、国からの補助金について、町の負担が841万円というような町長答弁があったかと思いますが、明確に、私が質問しているのは町の負担の支出が少なければそれでよいのかというそういう質問ですので、そこら辺について再度、町長に質問をしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

この公共交通という位置づけを見たときに、貴重な税金を使うわけですから、極力そういったところを解消していくところであります。

また、先月、実は高校生と、地元の高校生がこむぎっちバスについて、いろいろ御意見を持っているようですので、一緒に私と副町長も入れて、4人で高校生2人と検証しました。いろいろな改善点、バス停についても表示の仕方、それから各バス停に止まるのと、リードタイムを上げるために利用の率の低いところ、それはJRでもやっているんですが、速達性を重要視するための利便性の向上、そういった課題、またそれから高齢者に対しても、自分でこれから車の免許証を返上して、車をもう持たない形の方に無料で利用していただける、そういった利便性の効果も利用者にPRしていく必要はあるかなと思っております。

これから議会でも、多分いろいろ公共交通で御検討いただいた中でも、団塊の世代がこれから後期高齢者になると、利用者も増えてくることも予想されます。また、北部ルート、南ルートについては、中央ルートと比較してかなり利用率が低い、そういった原因を探って、このこむぎっち号の残された期間の中で、どこまで改善点でこの利用率を上げる。また、国から補助金として頂いている制度をできるだけ私としては解消していく。無駄な税金は、私としても、貴重な税金でございますので、解消していくと。そういった姿勢で、残された期間の中で、次の令和7年度以降の公共交通の在り方をしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 同じこむぎっち号の関係でありますけれども、国民が納めた税金、町民、県民もそうですけれども、町民のアンケートを町長は見ているかどうかちょっと分からないんですけれども、非常に厳しい住民からのアンケート調査の結果が出ています。税金を使って走らせていいものかどうか。そこら辺まで住民の方は厳しく、いろいろと考えているようです。

ですから、少しずつ今の制度を改革しても、永遠に続くと私は思うんですよ。だから、思い切った改革がやっぱり私は必要だと思います。「選ばれるまち、住み続けたいまち」を目指し

ている山下町長でありますけれども、これを実現するためには、上里町が選ばれ、住み続けた町としての環境づくりが私は必要だと思います。目に見える具体的な取組をしない限り、ちょっと住民の方、選んでもらえるかどうか、私にはちょっと疑問に思っております。

是非A Iを利用したデマンド型交通、このシステムを導入してもらいたいというふうに私は考えております。先ほど答弁で町長が免許証の返納と言いましたけれども、安心して免許証が返納できる環境ではないんですね、今の状態は。ここら辺を是非、何とかしていただきたいと思いますが、再度、町長に質問いたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

今後の公共交通の在り方として、町としても現状に満足することなく、上里町の公共交通の活性化、また住民、関係事業者と共に考えていく所存でございます。次期公共交通の導入形態について、現状の定時定路線を含め、デマンド型やタクシー補助券など様々な手段を構築するよう、またできるだけコストのかからない、無駄な税金を使わない、そういった方針で、町に適したものを検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、窓口申請の住民負担軽減についてでありますけれども、先ほど町長の答弁で、中には、この申請書、年金未支給の年金・保険給付請求書、これは全国統一であると思います。

ただ、これに付随する添付書類として、生計同一関係に関する申立書というのは、熊谷の年金事務所と協議をすれば、もっと簡潔にできると思います。前には、熊谷の社会保険事務所と言われていましたけれども、その中には事務研究会がありまして、毎月というくらいに市町村の職員と社会保険事務所の熊谷の職員で、いろいろと話し合っただけで事務を進めてきていたもので、それができないわけないと思うんですよね。もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、各種申請に関する書類の様式につきましては、定期的にかれる年金事務所担当者会議等の場で、改善について可能な限り御提案させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次は、ワンストップサービスのことでありますけれども、町長、教育長に答弁していただきました。

1階に窓口事務を集約する。教育委員会は、教育総務課とあと指導室の関係があるので、そちらのほうとも相談をする関係があるので、3階に来ていただきたいということでもありますけれども、やはり私が提案したいのは、1階の事務を執っている職員に対して権限を与えて、そこで行えるものではないかなと。できるんじゃないかなと私は思っているんですけれども、そこら辺は検討されているかどうか、ちょっと分かんないですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 答弁者は教育長でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 植原育雄議員の再質問にお答え申し上げます。

住民の方々の負担軽減ということを考えまして、今後、検討してまいりたいと思っております。いろいろな課題があるかと思いますが、一つ一つクリアしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、住民からの要望事項の実現についてということで再質問したいと思います。

何回も言っておりますけれども、住民からの要望事項というのは、地元住民の方が署名活動して署名を集めて、地元の区長さんが町に対して、住民からの要望事項として提出をしております。住民の方は、切実な思いで町に要望書を提出しているわけであります。

町長答弁を聞いていると、いろいろと要望事項が出ていて、対応はしていますよということでもありますけれども、最後に言われたのが、以前からの未対応物件については173件出ているといったような答弁があったかと思えます。これを解決をするために、上里町民にあまり失望感とか期待感を与えないようにしていただければと思うんですね。

やり方については、私もちょっと専門家ではないので分かんないんですけれども、繰越金が毎年何億円と出ますよね。それは、いろんな基金の積立てとか、そちらのほうに回すというこ

ともあるかと思えますけれども、その繰越金を使って、あるいはその繰越金を住民からの要望事項の達成のための、例えば基金の新設を考えられないかどうか。これからも要望事項は、どんどん出てくると思えます。町長に、この辺について再度質問をいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

令和3年度末で173件、主に道路関係ということで御説明しました。

今年の4月に組織改定をしまして、道路整備課という、今まではまち整備課という中で、道路セクションを新しく課として、課長以下、職員を配置して、この対応についてスピード感を上げてやっていこうということの町的意思表示であります。

その基金をつくってというところは、また検討させていただいて、課題、主に道路関係の内容でございますので、そういったところのやり方について今後検討して、前向きに検討していきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） いろいろと質問させていただきましたが、町民が失望しないで、夢と希望を持って、上里町を選んで今後も住み続けたい、そんな町を目指して、町長には是非やっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時55分からとします。

午後2時38分休憩

午後2時55分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 議席番号4番、戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の異常気象は、6月には梅雨が明け、40度近い気温の日が続き、7月に入ると九州や中

国地方を線状降水帯による土砂災害が発生をして、各地に大きな被害をもたらしました。天候は毎年不安定であり、ますます自然災害の脅威を感じるところであります。

また、7月から8月にかけては、連日の猛暑により熊谷市や伊勢崎市が日本で一番暑い日として連日マスコミ等に取り上げられておりました。私が知人などと話をするときには、実際は上里町が一番暑いところなんだよというような話をさせてあげます。しかし、正式に測る施設がないので、これが残念だと言って笑いを取っております。

それでは、今回私の質問は3つでございます。神保原駅北まちづくり事業、2番目に、こむぎっち号について、3番目、明るい町づくりの意見発表についてであります。町長の誠意ある御回答をお願いいたします。

初めに、神保原駅北まちづくり事業について、経緯と進捗状況について。

神保原駅北まちづくり事業につきましては、令和4年3月に基本構想が作成をされており、現在は令和5年3月までに基本計画を策定中とのことであります。この地域については、平成29年3月に策定した上里町総合振興計画では、駅周辺を商業・業務機能等の立地を誘導し、居住機能と商業・業務機能と調和して共存する快適な中心市街地を形成する土地利用の誘導をはかる地域に位置づけるとあり、令和2年3月には上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、誰もが住みやすい都市基盤の整備として、神保原周辺地域の整備を掲げ、駅の北口整備や道路整備などの各種整備、にぎわいのあるまちづくりに向けた取組の推進とあります。

また、令和3年2月には、災害に強いまちづくりを掲げた上里町国土強靱化地域計画が策定され、3月には上里町都市計画マスタープランが作成をされました。令和4年1月には上里町立地適正化計画が策定され、各施策が発表されております。

6月議会の同僚議員の質問の回答の中で、コンパクトで持続可能なまちづくりを実施するために、町民アンケートや住民説明会を実施し、ワークショップも3日実施したと回答されました。また一方では、町が大型店舗跡地の用地取得に向け、測量しているとの話を伺いました。町は、この大型店舗跡地に何がふさわしく、どのような施設を期待しているのか、いま一つ私には分からないところがあります。

町が公共施設を建設する場合は施設の用途を定め、その施設の概要を決めて、必要面積が定まり、用地買収といった進みになるのが基本的な動きではないでしょうか。これらの動きを含めて、経緯と進捗状況について、町長の御所見をお伺いいたします。

2番の住民の方は何を望んでいるのか。

この4年間、神保原駅北まちづくり事業については、駅北東通り線の整備や町長のトップセールスによる大型店舗跡地への学校法人誘致、神保原駅前の県道拡幅や、それに伴う国道17号線までのクランク解消など様々な計画が出てきていたように思います。しかし、これらの計画

は、どの事業を取っても、現在積極的に推進している事業は見当たらないように思います。17号バイパスも神流川橋が12月に開通し、いよいよ上里町に入ってきます。

そうした中、将来この地域を考えるとときには、当然下水道跡地の有効活用や17号バイパスの沿線開発など、地域の人たちの身近に抱える諸問題が当然のごとく出てくるのは当たり前の話ではないかと私は思うところであります。多くの人の中には駅前だけではなく、大きなキャパで考え捉える必要があるのではと考えておる人が多くいると思います。町長の御所見をお伺いいたします。

次に、こむぎっち号についてお伺いをしたいと思います。

町外までの延伸について伺いたいと思います。

現在、上里町も他の市町村と同様に、コミュニティバスこむぎっち号が4台で町内を循環しております。私の裏の道も毎日通りますので見ておりますが、寂しいことに、人が乗っている姿は余り見ることはありません。目的地まで時間がかかり過ぎる、隣の市の病院へ行きたいのにといった意見も少なくないように聞いております。今まで乗る人が少しでも利用しやすいようにと時刻の変更や乗降時の変更など様々な工夫を行ってきたと聞いております。高齢化により危険になったため自転車などにも乗らなくなり、また、車の免許を返納する人など、今まで制限なく行動してきた人たちが、動くのにも一定の制限がかかり、戸惑うことは予想されます。これらのことを考えたとき、コミュニティバスを廃止することはできないかと私は思うわけがあります。

私は難しい問題ではありますが、隣の本庄市の総合病院や駅などに延伸も考えていく必要があるのではないかなと考えているところであります。また、本庄市の人たちにも上里町に来ていただく、そのような研究も必要ではないかなと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

3番として、明るい町づくりの意見発表について。

子どもたちの意見を町の事業に反映させることについて。

第39回の明るい町づくりの意見発表会が今年度も8月9日に開催をされました。10名の子どもたちから、町づくりについての様々な意見が出されました。私も子どもの目線で、町づくりに対して何を思っているのか大変興味がありました。今年度は町のごみについての意見が一番多く寄せられ、10人中4人でありました。路上や河川に捨てられているごみについて、きれいになりたいといった意見でありました。

これら純粋な意見を町ですぐ取り上げ、参考にして行動を起こす、これこそがこの会の趣旨に沿った大人ができる町づくりではないでしょうか。小さなことかもしれませんが、子どもの気持ちを酌んでやれることが町に何かあるのではないかとと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢隆光議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、神保原駅北まちづくり事業についてお答え申し上げます。

なお、①経緯と進捗状況について、②住民の方は何を望んでいるのかは、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

大型商業施設跡地は、かつて町の活力の中心を担い、様々な活動が生まれた場所でありました。令和3年度に策定した町づくり基本構想の中においても、まちなかふれあいゾーンに位置づけられており、町づくりの核として重要な位置づけとなっております。

議員御質問の高校誘致の経緯と進捗でございますが、大型商業施設跡地について、かねてから町に対して地権者様より、町のために活用できる方法はないかとのお話をいただき、町としてもアイデアを出してよいのではと考え、学校法人に対して移転の可能性を打診いたしました。学校法人からは、町と議会に対して、令和2年7月に移転に関わる基本的な考え方が示され、その中でJR神保原駅を中心とした徒歩5分から10分圏内で、約1万坪以上の土地を移転希望地としてすること、現在の校舎の老朽化が進んでいることや現在地が利根川に隣接しているため水害リスクが高い地域であり、移転により安全性が向上すること、学校までの交通利便性も向上し通学しやすいことなどから、移転により期待される効果があるとの内容でございました。

これを受け、町では同年7月に関係課長等で組織する学校法人移転計画に関わる調整会議を設置いたしました。その会議の中で、学校法人が希望する駅から10分圏内で、約1万坪以上の土地として3候補地を選定し、同年12月に、移転候補地について学園側に伝達を行い、その後、学校法人理事会において、大型商業施設跡地で決定した旨の報告を受けたところでございます。

住民の方への説明状況ですが、駅北まちづくり基本構想を策定するに当たり、町民の意見や御要望を伺うため、アンケート調査や住民説明会、町民ワークショップを実施いたしました。

アンケート調査では、これまで町が把握している駅北の課題に対する町の考えと併せて、高等学校移転誘致計画の推進も含め調査したところ、9割に近い方々に賛同をいただいたところでございます。

住民説明会では、若い高校生が町中を大勢闊歩している姿を想像して、若者と高齢者が1つになって、この町を発展させるようなことが決まればどんなによいかとの御意見をいただきました。

今年度当初に実施した町民ワークショップでは、駅北の将来像を実現するため、跡地の活用

として、新たな目的となる場所をつくり、にぎわいを創出することが必要との各グループの共通意見が示されました。

町といたしましては、学校法人とは適宜協議を行いつつ、教育・文化の発展に向けた町づくりを推進するため、まずは用地取得に向け地権者と交渉をしているところでございます。

なお、用地取得につきましては、当該地は神保原駅北まちづくりの核となる場所であり、町が所有することで将来にわたり安定して町づくりの考えが反映しやすくなると考えております。

用地取得の進捗状況でございますが、当該用地の早期取得に向け、地権者の代理人と交渉を重ねているとともに、跡地取得に向けた測量や物件調査を実施している状況であります。

神保原駅北に再び人を呼び込みにぎわいが生まれる場所を、町民の皆様と一緒につくってまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2、こむぎっち号についての①町外までの延伸についてにお答え申し上げます。

なお、答弁の内容につきましては、植原議員への答弁と一部重複する部分がございますが、御了承ください。

高齢化や過疎地域の問題などが懸念される中で、地域公共交通に求められる役割も変化してきており、町としても地域戦略の一環として、持続可能で利便性が確保された公共交通ネットワークの形成を進めていくことは非常に重要であると考えております。

現在、町の地域公共交通として、コミュニティバス、こむぎっち号を運行しておりますが、自動車中心の地域状況による利用の伸び悩みなどといった課題も抱えており、利便性及び利用率向上のため、これまでルート再編やフリー降車区間の導入、バス待ちスポットの設置といった対応を行ってまいりました。

こむぎっち号は、運行開始当初より、町内全域3ルートを4台の車両で運行しており、ルートは居住地域と公共施設や商業施設、クリニック等を結ぶものとなっております。

議員御質問の町外への延伸についてですが、市町村が提供するコミュニティバスなどの地域公共交通サービスは、原則その自治体の地域内を走行範囲としております。

しかしながら、隣接する市町村に最寄りの鉄道駅や大学病院など住民が多く利用する医療機関がある場合、地理的状況により他市町村へ延伸または他市町村の地域内を走行している事例があるようであります。また、他市町村の地域内を走行する際には、その市町村の交通協議会へ参加し、協議の上、合意を得る必要がございます。

本町では、こむぎっち号の停留所をJR高崎線の神保原駅や朝日自動車株式会社が運行する路線バスの停留所の一部を結節させることで、町外への移動を確保しております。特に、令和2年度のルート再編では、神保原駅へ全てのルートが乗り入れることにより、町外へ移動を希望する方の利便性を向上させました。

町といたしましては、引き続き、こむぎっちな号の利便性向上に向けた協議を行うとともに、町民やこむぎっちな号利用者のニーズを把握し、令和7年度から実施する新たな公共交通手段を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、3、明るい町づくりの意見発表について、①子どもたちの意見を町の事業に反映させることについてお答え申し上げます。

8月9日に開催されましたコミュニティ協議会主催の明るい町づくりの意見発表会では、来賓として出席させていただきました。町内5つの小学6年生10名の住みよい町づくりのために私と地域でできることをテーマとして、そのためには、どんな取組が必要なのか真剣に考えたすばらしい意見を聞くことができました。

今回の発表では、ごみのポイ捨て、イベント、高齢者との交流、安心して遊べる公園など、町がより明るい町づくりを進めていくための、たくさんのヒントがいただけました。

特に意見の多かったワードとして、ごみがございました。御承知のとおり、現在、町では地域のコミュニティと連携により、5月30日はごみゼロの日と銘打ち、近く日曜日にはクリーンの日を実施しております。また、今年度はごみの減量化・資源化のため、役場敷地内にリサイクルボックスを設置する予定であります。

今後も、ごみゼロに向けたアプローチについては、公助だけではなく、自助、共助のいわゆる3助のバランスが大切であると感じております。こうした意識の醸成にも努めてまいりたいと考えております。

その他にも、子どもたちの純粋な視点から様々なアイデアがございましたが、実現に結びつけるためには既存事業の見直し、財政面の検討などが必要であると感じております。費用面で課題のあるハード事業の検討には期間を要しますが、ソフト事業などは工夫により取り組めるものもあると思います。

今後は子どもたちの意見を反映するため、役場各課で意見発表会の内容を共有し、できるものから積極的に取り組んでまいりたいと思います。

私も議員と同様に、子どもたちの意見を実現することは、住み続けたいまちの実現であると考えておりますので、子どもたちの意見を町の事業に反映させるべく努力してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） それでは、順次質問させていただきたいと思います。

ちょっと変則になってしまうんですけども、先ほどの、一番最後の明るい町づくりの意見発表からさせていただいてよろしいですか。最後のほうから。

〔「はい」の声あり〕

○4番（戸矢隆光君） この明るい町づくりの意見発表について、これ私はなぜ、このようなお話を今回出したかと言うと、これについては、第39回、今年で39回なんです。それで、実は私が一番最初の第1回やったんです。昭和55年、56年だと思います。そのときには町にいろいろな河川、また道路等にいろいろなごみがあって、そのごみをコミ協の各団体の人に御協力いただいて、それで町をきれいにしようということをやりました。その後、ごみゼロということで、5月30日前後、この日にコミ協が中心となって、一斉放送をしながら各公民館にごみを集めていた経緯があります。

上里町もコミ協の人、また、全町民の人たちの協力をいただいて、本当に5月の最終はごみゼロの日だということで、朝から皆さんが協力をしてくれるようになったのは大変喜ばしいことだと思います。

しかし、今年の子どもたちの意見を聞いてみると、まだまだごみがあって、ごみがないほうがいいねというような意見が多かった。10人のうち4人がそのような考えを出していただきました。

私が言っているのは、町長と意見が違ふと思えますけれども、町が、何がすぐできるのか、町がすぐ動いてやって、子どもたちを喜ばして笑顔にしてやるのは何か、そこをちょっと探ってほしかったな、そんなように思えますけれども、町長、もう一度、町長の意見を願いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

子どもの意見発表の中で、私も非常に、前年も含めて、ごみのことについて貴重な意見をいただいているなと思います。

そういった中で、私もごみゼロ、事故ゼロという町づくりをしましょうということであります。そういった中で、ごみゼロをするために、町のほうのやれるところはまず、今回も含めてごみステーションとか、そういったところも含めて、町全体でごみを取り組める方法はないかなということで5月30日にやっているわけですが、そういった取組をもう少し見直して、役場の庁内でこういったごみ問題についてどう取り組むかということ協議しようということで、やれることからやっていくということで、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） ありがとうございます。

私は、このごみの問題については、子どもたちがあんな意見出しているけれども、子どもたちだけで全町を挙げてやることはできないと思います。また、じゃ全町民をもう一度ごみゼロの日以外に、もう一度出てくれと言ってもなかなか、それを啓発するだけの時間というのはなかなかかかるような気がします。

そうした中、子どもたちが私たちの意見が通ったねというのは、すぐにできるもの、看板をすぐ設置してやるとか、それとか、子どもたちに、教育長もおりますけれども、ポスターを募集して、そのポスターを上里町で各代表、各小学校で1名ずつの優秀作品を一覧表にして10枚掲げて、それをごみの搬入場所に掲げてやるとか、各家庭に配るとか、そういうことは簡単にできるのではないかなと思っております。

だから、そういうことを今回、私もしばらくぶりに、4年ぶりに、この町づくりの意見発表に出たわけですけれども、そういうことが、やってやれることがあるのではないかなということで、この一般質問、貴重な一般質問の中に出させていただいたわけですけれども、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど看板のこととか、ポスターのこと、大変貴重な御提案ありがとうございます。こういった、すぐやれることはやっていきたいという思いは戸矢議員と私としても一緒でございまして、例えばクリーンの日に、親子で一緒に参加を呼びかけて、いろいろな世代を通じてごみ問題を考える機運の醸成等をはかっていければなと思っております。

また、看板やそのポスター等についても、やはりそういった御提案をしっかり受け止めて実施できるかどうか、そういったところをコミ協等も含めて検討してまいりたいと思っております。

また、例えば俳句の団体等に、ごみゼロについて一句俳句を詠んでもらうなど、いろいろな取組あるかと思っておりますので、こういったところも含めて、コミ協としっかりこの点を検討してまいりたいと思っております。その辺も前向きに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） そのごみの問題については、前向きに早くやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、2番のこむぎっち号について質問させていただきたいと思います。

このこむぎっち号については、循環バスということで、現在4台が町の中を循環しております。様々な交通の部会等々でいろいろな意見が出て、いろいろな工夫をして今まできておるわけで、頭が下がる思いでございます。

しかし、それが果たして、それ結びついているかと言うと、利用者にしてみれば、余り利用していないというのが現実だと思います。そうした中、やはりこれをもう少し違った面を出すのが、また行政の責任ではないかなと思っております。それについては、私はこの中で掲げておりますように、本庄の駅方面、本庄の今老人の方が大変利用していると思えますけれども、湯かっこのほうに行くとか、それとか、それができるかどうかちょっと分かりませんが、藤岡のほうへ行って、公立藤岡と結ぶとか、いろいろな考え方、それは無理難題のことも多々あるかなと思えます。その辺また研究していくのが行政の責務ではないかなと思えますけれども、これについて、町長はどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

私も、このこむぎっち号という運行形態がベストかと言うと、戸矢議員のおっしゃるように、本庄市とか、他の近隣の自治体に相互乗り入れできないかということをやっと広域圏といえますか、他の市町と話し合ったことがあります。ただ、その乗り入れについて、ある首長によっては余り積極的でないということもありまして、また改めて広域圏等で、この1市3町で乗り入れる可能性があるかどうか、検討のテーマとして上げていきたいと思っております。

戸矢議員がおっしゃっているように、例えば、本庄早稲田駅があります。これについて、利用者を増やすためにはどういった策があるか、やはり広域圏の中で、上里町、ずっと美里、神川からも本庄早稲田駅へ通じるルートができれば、やはり利便性の向上につながるということで考えております。

そういったところで、広域圏の中のテーマとして取り上げて、病院も含めて検討していければと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 免許なんかを返納した人でも、大変考え方だとか、体が、今の人たちは若く、少しでもいろいろなところ、いろいろなことを見て学びたいという人は大変おるわけでございます。

そうした中、やはり外に出たい、うちの中だけでなく外に出たいというような考えを持っている人は大変いるのではないかなと思いますので、是非町長にも職員をそういった勉強会なり、ほかの交通部会に参加をさせるなり、最初から、もう駄目だというんでなくて、前向きに捉えていただいて、是非是非研究をしていただければと思いますけれども、もう一度答弁お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど広域圏で検討するというお話申し上げましたが、こむぎっち号を乗り入れるんでなくて、広域圏の中で1市3町を効率的に回るコミュニティバスの設定もあるかなど。例えば病院とか、大きな病院とか、先ほど言った本庄早稲田駅、そういったところへ新幹線の利用者を増やすということも含めて、広域圏としてコミュニティバスを考えたらどうかということも含めて推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 1市3町であれば本庄市も入るわけですから、是非お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、1番目の駅北まちづくり事業に進みたいと思います。

先ほど町長のほうが駅北まちづくり事業については、取得をするんだと、これについては学校法人と今でも連絡を取り合っているというような話で間違いないでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

学校法人と移転計画を当初から進めたところでございますので、緊密な連絡を取っている状況でございます。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） この学校法人と緊密な連絡を取っているというような話がありましたけれども、それについて間違いはないですね。この学校法人もこちらのほうに来るというような意見で間違いはないでしょうね。それについて町長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど学校法人とは緊密な連絡を取り合っているということであり、必要の都度連絡を取っております。ただ、移転の実施については、まだ移転候補地がこれから、町が取得しようという準備段階でございますので、交渉している段階でございますので、来るとか来ないとかということは、まだまだ明確な回答する時期ではないと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） そうすると、話がまた戻りに戻ってしまうわけなんです、来るか来ないかと言うと。6月の議会で同僚議員が、高校の誘致が全く見えないという質問に対して、町長が何を言ったかと思えますと、今回の選挙公約にある神保原駅北まちづくり検討推進の中でも、高校誘致にも取り組んでいく考えで公約に掲げさせていただいておりますと。また、大型商業施設の跡地についても、高校誘致と公共機関などの誘導を含めた協議を行っていくと、そういうような答弁をしております。

そうするとなると、最後の肝心なところに行くと、何となく分からないとかという、私たちも本当に分からないんです。住民の方も分からない。だから、今これから基本計画をつくっているということだと思いますけれども、住民の方が本当に来るのかどうなのか、町は協議しているのかどうなのかと、町が協議していることについても分かりません、私たちは。それはシークレットでやっているのかなと思いますけれども、ちょっと私たちには分かりません。そのことについて、どういう進捗があるのか。これから町があそこのところを核にするんだったら、大きな買物、それも町が買収するんでなくて、ほかのところを買収するんならいいですけども、もう町が買収するような前提で動いていると思うんですけども、どんな親展があるのか、ちょっと教えてください、今現在。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げたとおり、用地取得の進捗でございます。当該地の取得に向けて地権者の代理人と交渉を重ね、用地取得に向けた測量や物件調査を実施している状況であります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 私も、この一般質問の私の答弁の中でもお話ししたように、基本計画をこれから来年の3月までつくるというような話をされているわけでございますけれども、そういう中では、できればある程度形、ある程度概要が固まってきた後で測量をしてもよかったですのではないかな、もう既に測量が始まっているということですが、私は、そういうものがまだ固まってこないうちに、その土地だけの測量をしているというのは、ちょっといかがなものかなと思うところがありますけれども、それについては、町長、どうでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど戸矢議員からも、この町づくりについての計画、それから従来ワークショップを含めたこの位置づけ、高校移転誘致計画の推進等をやってきたわけでございます。そういった計画に基づいて順次進めておりますので、計画的な事業として着々と進めているということであり、そのために測量や物件調査を計画どおりやっているということでございます。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 私も、このふるさと上里町が大好きでございます。数日間家を空けて神保原駅に戻ってくるとほっとすると、そんなような気持ちであります。恐らく上里町で小さいときに育ち、また、東京のほうに出ていった人たち、そういう人たちも同じような気持ちではないかなと私は思うところであります。

ただ、私が言っているのは、これからすばらしい町づくり、すばらしい町にするのに私は反対する、私は妨害するわけでもありません。私は、そういうことでなくて、何か手法を誤ると、うまくいかなくなるのではないかな、全部パーになってくるのではないかなと思って危惧をしているわけです。その点、私はいろいろな強い意見を言わせていただいております。そういうことを御理解いただければと思いますけれども、私は言うと、何となく反対しているようなことで聞こえるかなと思いますけれども、そうでなくて、手法というのが今までの役所でやってきた手法があるんだよと、道路1つ買うにしてみても、こここのところの道路を買いたいからどうでしょうか、地権者の方と。計画が決まってから行くのが今までの手法でした。ところが、今回のこのところについては、基本構想の中で核となって、にぎわいがあるところだから町が買います。その2年前には町長のトップセールスで、今度学校法人が来ます。そういうような

ことで、このところについては今までやってきているわけです。だから慎重に、慎重に私が言ったほうがいいのではないかなということで、この場所であえてお話をさせていただいているわけですが、もう一度町長、最後に、私はこれ以上言いませんけれども、いろいろ変化が出てきて、この町づくり、学校誘致、変化が出てきたときは、いつも私、前回の6月の議会でもお話をしましたように、議会のほうに何でも報告してくださいとたしか言ったような気がするわけですが、是非そのことについては守っていただきたい。それで、もう一度町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の再質問にお答え申し上げます。

町のホームページ等で動画の配信というか、町づくりの配信をやったところ、延べ5回の住民説明会開催した中で、学校が来たら、コンビニや雑貨屋などでにぎわいになるだろうということでもあります。

私としては、3万人の町でありながら、高校がひとつなかったということで、将来的にその学園都市を目指したらどうかなということで取り組んでおるところでございます。教育機関等の誘致によって、町づくりの活性化の核となる教育機関の誘致を必ず進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 私、言葉尻を取るのには本当に申し訳ないんですけども、今度は町長が学園都市なんていう話が出ましたけれども、本当に町づくり、子どもたちの町づくりのときは4万人の町を目指そうと、そういうことはいいかなと思いますけれども、いろいろなそのキャッチフレーズというか、スローガンが見え隠れしているわけですが、改めてそういうようなものについては、何を町がやっていくんだというようなことを定めていただいて、今後やっていただくようお願いをして、時間が来ましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 4番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時50分からとします。

午後3時41分休憩

午後3時50分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。

本日最後の一般質問となります。議席番号6番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今回の一般質問は、1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について、2、災害廃棄物の処理について、3、帯状疱疹について、4、サニタリーボックスについて、以上4項目です。通告順に従い行ってまいりますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について、①国の事業、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進について伺います。

ここで、ZEB化とは、ゼロ・エネルギー・ビルの略称でございます。

地球温暖化や激甚化が頻発している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けては、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童・生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校（エコスクール）事業が行われてきたようでございます。

この事業は、現在、エコスクール・プラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、令和4年からは地球脱炭素ロードマップ、国・地方脱炭素実現会議に基づく脱炭素選考地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（8%）の支援が行われており、平成29年から今まで249校が認定を受けています。

この事業タイプには、新增築や大規模改修のほかに、省エネルギー・省資源型として、例えば教室の窓を二重サッシにする等の部分的な事業もあり、ある雪国の学校では、電力を大幅に削減するとともに、児童・生徒に快適な教育環境を整えることができたということでもあります。二重サッシにして省エネ効果を測定、結果は夏場で38%、冬場で27%の電力を削減、コストにおいては13年で回収でき、設置後20年で約800万円の導入効果があると試算されています。

上里町では降ひょう被害時に学校の窓ガラスが割れ、その際、二重サッシに入れ替えること

ができたのではないかと思われませんが、カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の充実に向けては、本事業等の活用は非常に有効である。

そこで、新築や増築といった大規模事業だけではなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業も取り組む学校を増やすことが重要であると考えますが、町長、教育長のお考えをお示し願います。

続きまして、2、災害廃棄物の処理について、①降ひょう被害時の廃棄物処理の問題点について伺います。

近年、上里町では8年前の大雪被害、今年の降ひょう被害と今まで経験したことがない事態が起きました。これらは地球温暖化による想定外の被害でありました。窓ガラス、ビニールハウス、スレート屋根、車庫、トヨ、プラスチック看板など廃棄物がたくさん出ました。降ひょう被害では、産業廃棄物は児玉郡市で8トン、町内の農業被害は現場確認できたものが200件、421施設に被害があったとの報告がありました。町ではブルーシートの無料配布、罹災証明の発行等、速やかに行われた、これは大変よかったですのではないのでしょうか。

私が問題点と取り上げましたのは、独居世帯やお年寄りだけの世帯に対して、共助として御近所さんの皆さんがボランティアで片づけ、廃棄物処理で小山川クリーンセンターへ持ち込んだときに、そのお宅の罹災証明を携帯していったものにもかかわらず、本人確認ができないと受け入れてもらえないということがあります。

私が小山川クリーンセンターに問い合わせたところ、小山川クリーンセンターでは全て本人確認をしています。ごみ焼却は法に準じて行っているのです、どこの焼却所でも等しく行っています。こうした災害時では便乗して捨てに来る人が増えるため、防止する意味があるとの回答でした。ここで問題なのは、本人が行けない場合はどうするのかということでもあります。町長のお考えをお聞かせ願います。

次に、②町の災害廃棄物仮置き場について伺います。

上里町では大雪と降ひょうの被害を経験しました。これからも大きな自然災害が来るかもしれません。以前にも災害廃棄物仮置き場については、私の一般質問をいたしました。そのときの回答は、仮置き場は用意する考えはあると確認しました。とするならば、災害規模によって用意するしないということでしょうか。町長よりお答え願います。

次に、③災害廃棄物処理ハンドブックについて伺います。

大規模地震であれ、大規模水害であれ、家庭から出る家具や電化製品、畳など、植木や瓦れき等廃棄物の量は増えると思います。特に、危険物の扱いは皆さんがお困りになるのではないのでしょうか。こうしたことをハンドブックにまとめ、町民の皆様が分かっているならば、よりスムーズに処理できると私は考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

3、帯状疱疹について、①帯状疱疹予防ワクチン接種の一部助成について伺います。

帯状疱疹はワクチンで予防できます。ワクチンには感染症の原因となる細菌やウイルスの病原性を弱くしたものや、成分の一部を取り出したもの、また、病原性を全くなくしたものがあります。ワクチンを体内に接種すると、そのワクチンの成分、細菌やウイルスに対して免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑えることができるようであります。

帯状疱疹の予防には50歳以上の方を対象としたワクチンがあります。水ぼうそうにかかったことがある人は、既に水痘・帯状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱ってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫を強化することで帯状疱疹の予防をいたします。予防接種は帯状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症したとしても症状が軽く済むという報告が出ております。私の周りでは3人の方が帯状疱疹でお悩みになっています。ひどくなると病院に入院した方もいました。

現在、日本では80歳までにかかる方は3人に1人とされています。ワクチンを自費で接種すると、1回接種が2万円から3万円、2回接種しなければなりません。

このたび美里町では、地方創生臨時交付金にて帯状疱疹予防ワクチン接種に対し、補助事業が組み込まれました。内容は1回目接種時1万円、2回目接種時に1万円の助成をするということになります。埼玉県内では既に帯状疱疹予防ワクチン接種の一部助成事業を行っている自治体が増えてきています。日常生活に支障を及ぼす激しい痛みを苦しむ方を減らしていきたいと私は考えますが、町長のお考えをお示し願います。

続きまして、4、サニタリーボックスについて、①男子トイレにおけるサニタリーボックスの設置について伺います。

尿漏れパットはどこへというタイトルで、1月31日付埼玉新聞に掲載された日本骨髄バンク評議員の大谷貴子さんの記事で、近年、前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパットを着用する人が増えていますが、男性用の個室トイレにはほとんどごみ箱等がないため、使用した尿漏れパットの捨て場所に人知れず苦労している男性が多い、何とかする必要があるのではと書かれていました。

私は、一読した後、とても重要な御意見と感じました。前立腺がんの摘出手術を受けた多くの方は、術後、しばらく尿のコントロールが難しく、尿漏れパットが必要な男性が少なくありません。では、今までどうしていたのか。やはり捨て場所がないので、ビニール袋に入れるなどして持ち帰っている人が多いようです。考えてみれば、多ければ250ccも水分を含み、臭いもする尿漏れパットを外出先から家まで持ち帰るのは神経も使い、しんどいことです。男性特有のプライドもあり、人には知られたくないという心理もあって、この問題は余り重立って語られてこなかったようでございます。

そこで伺います。

町有施設の男性用個室トイレにサンタリーボックスの設置について、町長のお考えをお聞きして、1回目の質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進についての①国の事業、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進についてでございます。

国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、上里町では第5次上里町総合振興計画において環境保全の推進を掲げ、SDGs理念を踏まえた上で、多様なエネルギーの活用を取組として、公共施設等における温室効果ガスの排出削減を推進しております。

議員御指摘のとおり、学校施設は町の公共施設の中でも特に大きな割合を占めており、環境問題への取組として、学校施設の脱炭素化は非常に重要な課題であると考えております。

町の公共施設の改修につきましては、令和2年3月に策定しました上里町公共施設再配置維持保全計画に基づき実施しております。改修を行う際には、議員御提案の部分的なZEB化事業の実施についても検討を行い、学校施設を含め、町の公共施設の脱炭素化を推進してまいりたいと考えております。

学校施設の詳細につきましては、教育長から答弁いたさせます。

続きまして、2、災害廃棄物の処理についての①降ひょう被害時の廃棄物処理の問題点について、②町の災害廃棄物の仮置き場について、③災害廃棄物処理ハンドブックについては、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

6月2日の降ひょうでは、住宅の窓ガラスが割れるなどの被害が広範囲で発生し、多くの方から相談が寄せられ、応急対応としてブルーシートの配布を行いました。このことから、各御家庭で降ひょうによる廃棄物の発生が想定されたため、翌3日には小山川クリーンセンターに調整いただき、災害廃棄物の無料での持ち込みについての対応が決定されました。

災害廃棄物の持ち込みの要件としまして、罹災者本人が持ち込むか、同行することを原則とし、6月3日から17日までの2週間は、口頭で災害廃棄物であることを伝えていただければ受入れが可能であり、その後は罹災証明書の提示が必要となっております。

御指摘のあった持込み方法についてですが、小山川クリーンセンターへのごみの持込みは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本人やその家族などのほかは、一般廃棄物の収

集・運搬の許可を受けた業者に限られています。そのため、災害廃棄物の処理に当たり、御本人が持ち込めない、同行できない場合につきましては、町担当課へ御相談いただきますようお願いいたします。

降ひょう被害発生当初は、災害廃棄物仮置き場の設置も想定いたしました。しかし、被害状況を把握する中で、平成26年の雪害時とは状況が異なり、御家庭から生じる災害廃棄物は、割れた窓ガラスやカーポートの屋根材等が多いと考えられましたので、仮置き場の設置は行わず、町民の皆様が一番身近にある地域のごみ収集所を御利用いただくことといたしました。

これに伴い、町民の皆様からお問い合わせが多かった割れた窓ガラスの処分につきまして、小山川クリーンセンターへの持込みの内容などと併せて、ホームページやLINE、広報の号外版の毎戸配付で情報発信いたしました。

不燃ごみの収集日に、担当課で収集所の確認を行ったところ、割れたガラスは紙袋や段ボールに入れられ、適切に排出されていたと聞いています。町民の皆様の御協力に、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

今回の降ひょうでは、いつものごみ収集所を御利用いただくことで対応いたしましたが、町民の皆様の生活環境を保全し公衆衛生を確保するために、状況に応じて災害廃棄物仮置き場の設置を行う考えでありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、今回の降ひょう時においても、ごみの出し方につきましては、多くのお問い合わせをいただきました。さらに大きな災害が発生すれば、畳、布団、家具、家電などの災害ごみ、木くず、コンクリートがら、金属くずなどの災害瓦れきと大量の災害廃棄物が生じます。

災害時に大量に発生するごみの処理について、日頃から考えていただくことも災害への備えではないかと考えられます。その一助となりますよう、議員御提案の災害廃棄物処理ハンドブックにつきましては、先進自治体を参考に調査・研究してまいりたいと思います。

続きまして、3、帯状疱疹についての①帯状疱疹予防ワクチン接種の一部助成についてお答え申し上げます。

帯状疱疹は、多くの方が子どもの頃に感染する水痘・帯状疱疹ウイルスが原因で、加齢や過労、ストレス等により免疫力が低下することで発症します。帯状疱疹ワクチンを接種し、免疫を高めることは、帯状疱疹の発症や重症化を抑えるための選択肢の1つと考えております。

予防接種には、予防接種法に基づき市町村長が行う定期接種と規定されていない本人または保護者の希望で受ける任意接種があります。帯状疱疹ワクチンは、平成30年に薬事承認されましたが、予防接種法に基づかない任意接種に位置づけられています。

予防接種は効果や安全性が認められていますが、接種後一定の期間内に種々の身体反応や疾病等の副反応が見られることがあります。非常にまれですが、重篤な症状となることもありま

す。このようなことが起こった場合に、定期接種と任意接種では補償の形態に差があります。

予防接種の副反応による健康被害が起きた場合、定期接種は、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により、健康被害に対する給付が行われます。定期接種は、感染症の蔓延予防のため、公衆衛生の見地から行っており、接種率確保のためにも十分な救済措置がされています。

一方、任意接種後の副反応は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となり、製薬企業の社会的責任において行われるものとなっています。

このようなことから、带状疱疹ワクチンの助成を行っている自治体があることは存じておりますが、まだ県内でも実施している自治体が少ないと認識しています。

しかしながら、現在、国の審議会において、带状疱疹ワクチンについて、有効性や安全性等の観点から、予防接種法に基づく定期接種とすることの是非について議論が行われております。

町といたしましては、定期接種として実施できることを希望しており、国の専門家による議論の動向を注視してまいります。併せて郡市の状況も把握し、議員御質問の助成につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4、サニタリーボックスについての①男子トイレにおけるサニタリーボックスの設置についてにつきまして、お答え申し上げます。

前立腺がんなどのがんの手術によって、排尿に係る神経や筋肉に傷がつくと、尿道の締めりが悪くなり、せきをしたときなど尿漏れすることがあります。このような尿失禁は、多くの場合、手術後数か月続きますが、半年ほどで生活に支障のない程度に回復します。しかし、完全に治すことは難しい場合もあるようでございます。

議員のおっしゃるとおり、外出先で交換した尿漏れパットを自宅まで持ち帰るのは神経を使いますし、捨てるとしても捨て場所に困っていたことと察いたします。

高齢化社会を迎え、がん患者が増加する中、がん患者が自分らしく生きるためには、患者を取り巻く環境をよりよくするため、社会全体で支えていくことが大切だと思っております。

議員が御提案されました町有施設の男性用個室トイレにサニタリーボックスを設置するお話につきましては、社会全体で設置に対する機運の高まりが見られる中、前向きに検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 飯塚賢治議員の御質問にお答えを申し上げます。

1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進についての①国の事業、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進についてでございます。

エコスクールにつきましては、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、学校施設を教材として活用し、児童・生徒の環境教育に資するものであり、教育面においても大変意義のあるものと考えております。

町内の学校施設の改修につきましては、上里町公共施設再配置維持保全計画及び上里町立小・中学校長寿命化計画に基づき実施しております。令和3年度に工事完了した長幡小学校、現在工事を行っています上里北中学校では、照明器具のLED化を行っております。

限りある財源の中ではございますが、議員御提案の部分的なZEB化事業についても検討を行いながら、学校施設の脱炭素化を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

1回目の御答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

初めに、学校施設のZEB化の推進でありますけれども、ただいま教育長のほうからもお答えいただきました。既に長幡小、北中、LED化をしていったわけてすけれども、部分的な、そういうZEB化も推進してまいりますという話でございましたので、是非ともそのように行っていただきたいというふうに考えているところでございますが、この再質問の内容においては、町内の例えば上里中になりますけれども、新築なされ、太陽光発電等も取り入れて、北中も大規模な改修を行ったということでもありますので、エコスクール・プラスとしての、こういった認定というのを受けていくことが可能なんじゃないかなと私は考えるんですけれども、この認定というものは、教育長、受けたんでしょうか、お聞きします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

上里中学校も本当に新しいなと思っておりましたが、もう既に10年以上新築から経過しております。上里中学校は、平成23年度にエコスクール・プラスの前身でありますエコスクールパイロット・モデル事業、これに認定されており、太陽光発電の設置、省エネルギー化、内装への木材利用などを実施しております。また、上里北中学校の改修についてですが、エコスクールというよりは、老朽化対策を目的として行ったため、認定については受けておりません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） はい、分かりました。

そのパイロット・モデル事業という前身の形で要するに行ったというふうなことでありますけれども、今後、例えば太陽光発電等、また、二重サッシ等、上里中においては、でき上がっているというふうに考えるところでもありますけれども、その以前の上里中の例えば省エネ効果というんですか、また、今後の、今の上里中の教育効果というものをつくり上げていくおつもりになっておるのかどうか、どのような状況になっているか、教育長、お尋ねします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

省エネ効果につきましては、特に上里中学校旧校舎と新校舎において、空調設備など環境が大きく違うため比較がなかなか難しい状況です。そういう中ですが、太陽光発電の設置や効率を考えた空調設備の整備などを行っており、省エネ化がはかられているものと考えております。

また、教育効果につきましては、特に指導要領におきまして、技術家庭科のエネルギー変換に関する技術、あるいは家庭生活と地域、木材と加工に関する技術、また、理科におきましては、エネルギー資源の利用、社会科におきましては、21世紀の資源、エネルギー問題、世界と日本の資源と産業、これらの学習において、太陽光、省エネ、地域木材に関し、エコスクールを実施した中学校ならではの教科書の写真以外に、実際に自分の学校が教材になっておりますので、そういう意味では効果的な学習が行われているというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） はい、ありがとうございます。

そういった現状ですね、教育長、ありがとうございます。今後とも是非そうした教育に力を入れていただきたいと思います。

じゃ、2点目の災害廃棄物処理についてでありますけれども、この町の地域防災計画の156ページ、157ページ辺りに、災害廃棄物処理という形で出ておるんですけども、今回のこの降ひょう被害時においても、町が災害廃棄物実施計画を策定して仮置き場というものを、いち早く決定してもよかったのではないかと。そうすれば、それぞれの家庭からそこに行けば、要するに仮置き場として置かせてもらうことができる、置いていきたいという方が相当いたんじゃないかと。

ないかなと私は思うんですけれども、今後、先ほどのお答えの中には、今後の話もちよっと触れておりましたけれども、そうした仮置き場の決定というのは、例えば、尋常じゃないですよ、何が起きても。大雪のときもそうでしたし、今度台風が直撃したなんてといたらもっと大変な被害が想定されるわけで、そういうときに、すぐ町が動いていただける、仮置き場をつくっていただけるということであれば、町民の皆さんが安心するんじゃないかなと思うんですけれども、この辺の決定の仕方、町長、お答え願えますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどもちよっと今回の仮置き場について経緯を申し上げたところでございますが、また今後、必要に応じて小山川クリーンセンターへ直接持ち込むことができるよう調整しておりますので、今後ともそういったところに対応すると同時に、災害の規模や被害状況によって、仮置き場を設置するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 私が先ほど例を出してクリーンセンターで断られたという話がありました。そうした、例えばボランティアの世界というのは、今度共助で必ずそうしたおひとり暮らしの方、ところに力を添えていきたいという考えを持って地域で一生懸命頑張っている人がいらっしゃいます。そういう方の、例えばクリーンセンターへ持っていったら断られてしまったと、あそこで押し問答だったそうです。こんなときに何でなんだよ、これが役人のやることなのかという方で、かなりどなってきたなんていう話を聞きました。

そうした、皆さん真剣に、要するに、その原状復帰というのをやりたいというふうに考えてやるわけですから、この災害廃棄物処理の方法として、町がやることというのは、町が災害廃棄物処理事業として実施する、これはアとして、要するに、住宅や建築物系、個人、中小企業のもの、こういったものを書いてあるじゃないですか。

町が災害廃棄物処理事業として実施すると書いてある以上、これはそういう災害が出たときは、全て町がその責任を取って廃棄するという項目だと私は認識しているんですけれども、それ以外の考え方あるでしょうか、町長、お聞きします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁の中で、こういったケースの場合には、町の担当部署と御相談いただきますようにということにしました。今回、そういったケースがあった場合には、町のほうからクリーンセンターと連絡取り合っけて証明書を出すか、そういった何らかの方法でやれるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） それはよく分かりました。罹災証明を持っていったにもかかわらずとうことのでございましたので、そのほか、例えば家庭から、要するに出ていくわけですね、クリーンセンターへ持っていくわけですね、その場合、本人以外の方が行くということが今後、通常になってくる可能性があるんですよ。今までのごみ処理のほうのとおりではありませんということでございますので、是非広域の議会のほうで、例えば町長がその辺を鑑みていただいて、決定なり、要するに、そういった状況のときにはもう受入れてしまおうねとか、そういった形でやってくだされれば助かりますね。是非、このことに関しては、町長の、じゃ責任のほうで、お任せしてもよろしいですか、町長。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

今回は大規模災害ということでございます。非常事態でありますので、そういった対応をしっかり広域の中でやっていけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） はい、ありがとうございます。是非ともお願いします。

それでは、ハンドブックの件でもう 1 回ちょっとお尋ねしますが、非常に分かりやすく分別方法などを整理された形で、図解入りの、要するにハンドブックの作成、是非ともお願いしたいですね。それを町民の皆様が目にする、それで持つなりしていただいて、確認できるように仕上げてほしいという要望に似ているお願いでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

図解入りのハンドブックの作成について御提案いただきました。これすばらしいと思っております。災害時に大量に発生するごみの処理について、日頃から考えていただくことも災害の備えではないかと考えられます。その一助となりますよう、議員の御提案の災害廃棄物処理ハンドブック作成につきまして、先進自治体を参考に調査・研究して前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 是非ともよろしく申し上げます。

それでは、次に移ります。

带状疱疹についてでございますけれども、これまでに町で既に行っています高齢者の方に対するワクチン接種でございますけれども、インフルエンザワクチン、肺炎球菌のワクチン接種というものについては、一部助成という形で既にもう実施されておるわけでございます。先ほど御説明をいただきました、その国の方針ですが、国の審議会では是非の議論というものを行われているんですよということでございますけれども、先ほど、そのワクチン接種については、ちょっとリスクが高いというような内容でございましたので、任意接種では確かにいけないなと私もこういうふうに感じるところでございます。是非とも国のほうで、審議会でのワクチン接種を決定されていたときには速やかに一部補助、助成というものを考えていただいて、これから带状疱疹で悩む方を本当に少しでも減らしていきたいという願いがございますので、できるだけ速やかに、近い年に行っていただければなと思うんですけれども、その辺の御決意を町長、伺います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

今、国のほうが審議会ということで進めているわけですが、その審議会の結論が出次第速やかに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） それでは、最後となりますけれども、4番目のサニタリーボックスについてでございます。

是非前向きに考えていきたいというお話を受けたんで、これは実施できるかなというふう

考えているところでございますけれども、今までに、女性トイレには既に当たり前のよう設置されておりまして、男性個室トイレというのは確かにはない。しかし、少数かもしれませんが、そういうふうにお困りになっている方がいる以上、そのサニタリーボックス、そんなに高いものではありません。私が調べたところ、熊谷以北の市町では、今年に入って既に設置済みとなっているところを私は確認してまいりました。小さな配慮ではございますけれども、是非とも配置の御判断をお示しいただきまして、町長に、最後にそれをお聞きしまして、2回目の質問を終了いたします。町長、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問にお答え申し上げます。

サニタリーボックスの設置は、前向きに検討してまいりたいと考えておりますが、各町有施設における実情として、トイレの個室スペースや清掃員等の課題もございますので、公共施設の中でもシンボリックな建物であります役場庁舎において取り組めないか、前向きに進めたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。



◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時35分散会